国際法上の国家責任における

事実上の機関」 について

はじめに

近年の国際判例における「事実上の機関」 国家責任条文草案 (第一読草案) における 事実上の機関

イラン・米国請求権裁判所の諸判決

対ニカラグア軍事的・準軍事的活動事件(本案)国際司法裁判所判決(一九八六年)在テヘラン米国外交・領事職員事件国際司法裁判所判决(一九八〇年)

Loizidou 事件(本案)欧州人権裁判所判决(一九九六年)

国家責任条文草案(最終草案)における「事実上の機関. Tadic 事件(本案)旧ユーゴ国際刑事裁判所判決

2 事実上の機関」の帰属の根拠ー授権とコントロー

事後の授権及び黙示の授権の可能性指示の具体性の要件と事実上の機関の証明

国際テロリズムと「事実上の機関」

結論に代えて

湯 Ш

之

はじめに

実上の機関(de facto organs)」と呼ばれる。本稿では、この「事実上の機関」の位置づけ及び「事実上の機関」 定の個人または個人の集団 (非国家行為体 non-State actors) の行為にも責任を負う。このような個人または集団は 律上の機関 定されるための要件について考察を行う。 「際法上国家はその機関の行為にのみ責任を負う。 ただしその機関がフォーマルな国家機関や公務員、 すなわち 「法 (de jure organs)」であるとは限らない。国家はフォーマルな機関の地位を持たないが国家を代表する一

どうかについて検討する。第一読草案の採択から最終草案の採択までに事実上の機関に関するいくつかの国際判例が 出ており、 集団の行為が「国家の指示により(on the instructions of)、または国家の指揮(命令)もしくはコントロールの下で 読草案八条(a) 法行為に対する国の責任」に関する条文草案。以下、ILC草案)の最終草案六条は、一九九六年に採択された第一 (under the direction or control of)」でなされた場合に当該国家に帰属すると規定したが、それが妥当な基準であるか 具体的には、二〇〇一年に国連国際法委員会(以下、ILC)が採択した国家責任条文草案(正式名称は「国際違 本稿ではこれらの判例を参照したい。 (同条そのものは一九七四年に採択) の規定を変更し、「事実上の機関」の基準として、人または人の

のみ行為するので、 の機関の問題は前者の帰属の要素に関係する。国家は法的人格であってその機関の地位にある自然人の行為を通して 国際法上の国家の責任は行為の国家への帰属と行為の国際義務の違反という二つの要素からなるとされる。 機関の地位を有する個人の行為が「国家の行為」とみなされる。 しかし、何に基づいてある者を 事実上

るい とみなされるという第一読草案五条における国内法への言及の削除を提案したのがきっかけであった。 国家の機関と認定するかは非常に難しい問題である。 は帰属は法的作用であるのか事実の認定であるのかという議論があった。 議論になった。これは第二読の特別報告者の Crawford が、 かつて、 帰属の決定は国際法によるのか国内法によるの 国内法上機関の地位を持つ者の行為は ILCの最終草案の審議におい 玉 0 行為 あ

どのような方法で自らの機能を付与するかを決定する自由を有し、(6) たす局面なのである。(8) 員以外の者に委任することで責任を免れることになる。国際法は独自の見地から国家の機関を特定することができる[57] ることもできる。このような場合に国家の責任を認めなければ、 とって国内法は事実でしかなく、事実としての参照にとどまる)。 する責任と同様、このような場合こそ国際法が帰属に関して「補完的」であるが独自のかつ欠くべからざる役割を としなければならない。ここに「事実上の機関」の帰属が認められる余地があり、 国際法は 「国家」の組織の定義を持たないので、第一次的には当該国家の国内法を参照せざるをえない 国家は自らに不都合なことを公的な機関または公務 しかし、 国内法によらないで個人に一定の任務を実行させ 国家は自らを自由に組織 また国家機関の権限踰越行為に対 しいかなる者に (国際法に

ろは国家と問題となる個人または実体との関係に帰属の根拠を求めなければならないのではないだろうか(空) 合は国内法によって機関たる地位が指定されているわけではないから国内法に依拠することもできない。 は 能は各国に応じて多様であり、 性質 先に述べたように、 (例えば公権力または強制的権限の行使であるか否か)を基準とすることはできない。「事実上の機関」 国際法は国 機関に付与された機能の内容 家の組織を定義しておらず、 (例えば立法・ 国家は自らを組織する自由を有する。 行政・司法権の行使であるか否か) 玉 |家の つまるとこ 有する機

また、

事実上の機関

の問題は

、私人の行為に対する国家の責任、

の —

事例を構成する。

国家は私人の行為に

家に帰属するのではなく、「相当の注意」を欠いたという国家の不作為に責任の根拠が求められるのであるから、 ある。もちろん前者は国際法上の観点からは私人は国家機構の一部と観念され、後者においては私人の行為が直接国⑴ ま一つは国家の管轄またはコントロールの下にある私人の行為への監督に「相当の注意」を払うことを欠いた場合で 任を負わないが、例外的に責任を負う場合が存在する。一つは私人が「事実上の機関」とみなされる場合であり、 くまで国家はその行為にのみ責任を負うという命題は理論的には維持されているのであるが。 あ

点で「事実上の機関」の一つのカテゴリーとして本稿の検討対象に含める。 家により自らの行為として認められかつ採用された行為」も、 殊な問題なので直接には対象としない。他方、Crawford の提案に基づき最終草案一一条として草案に追加された「国 議の際に取り上げられるようになった国家所有企業の問題も、近年の投資紛争などに関する判例があるが、これも特 も含められることがあるが「事実上の機関」と趣旨を異にするので、本稿では直接には扱わない。また、第二読の 存在しない場合に私人が自発的に政府機能を実行する場合(Crawford は緊急時の公務員 agents of 以上のような問題意識の下に、「事実上の機関」を考察することにする。なお、「事実上の機関」には、公の当局が フォーマルな機関ではないが帰属が認められるという necessity と呼ぶ)

国家責任条文草案(第一読草案)における「事実上の機関」

実上当該国家に代わって または人の集団 ILCは一九七四年に特別報告者 Ago の原案に基づいて「事実上の機関」に関する八条⑷を暫定的に採択した。「人 の行為は、 (on behalf of that State)行為していたことが証明された場合」という条文である。(エイ) 以下の場合に国際法上国家の行為とみなされるものとする。 (a) 当該人または人の集団 が事

を実行するため雇用する事例とに大別されるという。(5) は たは しての私人または私的集団の行為によって自身の行動を補完する場合がある。 家機関自身が直接一定の任務を引き受け自ら実行することを好まず、 0) 現実の 条の 軍隊の補助者として雇用したり隣国に 玉 |際法秩序の実効性原則が役割を果たすもので、 連関 コメンタリ (real ーでは次のように述べてい link)を考慮しなければならない場合であるという。 「志願兵」 る。 八条は国内法上の機関に関する条文を補完するものである。 として送る事例と、 国際法が必然的に法的連関ではなく国家機構と行為する私 代わりに国家の機関が補助者 外国領内で一定の任務 国際社会においては様々な理由 主に、 私人または私人の (諜報や誘拐など) (auxiliaries) 集団を警察ま により、 玉

三つを挙げている。 このコメンタリー で事実上の機関の行為に対する国家の責任が認められたとする国際先例として、 I L C は 以 下

人乗組員の英国人財産に対する略奪行為に関する事例であるが、 補 給船として行動していたと認定、 は Zafiro 号事件英米仲裁裁判所判決 上官 (海軍士官及び上級船員) 九二五年) である。 裁判所は これは、 の監督懈怠を違法と認定したものである(エク Zafiro 号は商船であったが事実上米国 米国 海軍指揮下の補給船 Zafiro 号の 民

認定 した。 (18) 題となった。 難であるとしつつも、 キシコ人兵士が米国人 Stephens ほ 第二は Stephens 事件米墨一般請求委員会判決(一九二七年)である。 委員会は、 この警備隊がメキシコ 軍服及び記章の欠如もあって、 かに発砲し殺害した事例で、 「のために行動してい メキシコ陸軍に属する不正規の補助部隊であるとの認定は このメキシコ人兵士の所属する警備 る (acting インフォーマルな地方的警備隊に所属 for)」ことを認めメキシコ 隊 0) 性 0 帰 格 する 属 が 問 木

最後はサボ タ] ジ ユ 事件 (Lehigh Valley 鉄道会社事件または Black Tom 及び Kingsland 事件) 米独混? 合請 求委員

な証拠の提出により開かれた再審において覆され、ドイツの賠償責任が認定された。 ツの秘密工作員によるものであるとして訴えが提起された事件である。 判決(一九三九年)である。これは、米国が第一次世界大戦に参戦する前の時期に米国内で起きた二件の火災がドイ 事実認定をめぐる裁判所の当初の判断は新た

実行したことであると主張したが、最終的に遺憾の意を表明した。後者の事件は、一九六三年、 Eichmann がイスラエルの情報部員と思われる者に誘拐されイスラエルで訴追された事件である。 と主張したが、フランスは関与を否定した。ほかにILCは Rossi 事件及び Jacob 事件を挙げている。 はドイツ国民が参加していたものの彼らはフランスから命令を受け給与を支払われていたのでフランスに責任がある 話を受けたフランス警察が車の中で拘束されている彼を発見、反逆罪で逮捕し起訴した事件である。 のリーダーでありドイツ国内で偽名で生活していたフランス人 Argoud 大佐が誘拐されてパリに連行され、 スラエルによる主権侵害を主張したのに対し、イスラエルは「志願者」が自発的にかつイスラエル政府の了知なしに なのは Eichmann 誘拐事件及び Argoud 大佐誘拐事件である。 ILCは国家実行にも言及しているが、それらは外国領域内で実行された誘拐に関する事例である。 前者は、ナチ戦犯でアルゼンチンに居住していた フランス反政府組織 アルゼンチンは ドイツは なかでも著名 匿名の電 実行に

じられた(appointed)こと、〔または〕当該機関の教唆 は八条(a)の れなければならない」として、請求国の側に事実上の機関であることの挙証責任が課せられることである。このこと て、人または人の集団が特定の機能を実施することまたは特定の任務を実行することを国家の機関によって現実に命 さらにILCが強調するのは、事実上の機関の場合、「国家の国際責任が証明されるそれぞれの具体的事例にお 「証明された」という文言に示されているという。 (instigation) により一定の任務を実行したことが真に証明さ

以上が、

ILCの第一読草案八条コメンタリーの主な内容であるが、事実上の機関とされるための要件は何かとい

う問 が 政 原 府のコメントは明確化のため「統治権能の要素の実効的行使」という文言を追加するよう求めた。(※) 則には同意しつつも、 ()的も含めた)八条全体のタイトルとなっている点もこの文言のあいまいさを増幅するものである。 題が残る。八条回は この文言は何らの基準も示していないと批判する。この「国家に代わって行為する」(図) 「国家に代わって行為する」と規定しているがこれだけでは具体性がない。 学説も八条(a) オーストリア の文言 <u>の</u>

場合」と修正することを提案した。 関と協働しかつその教唆により行為した(acted in concert with and at the instigation of such organ)ことが証明された るとして回りをそれぞれ別の条文にすべきこと、八条回はあいまいであるとして、 Ago に続いてILC草案の特別報告者となった Riphagen は、イニシアチブの存在する側に関して明確な差異が 「当該人または・ 人の集団 が当該機 ぁ

より一定の任務を実行したこと」という一定の基準が示されていたことに留意しなければならないであろう。 機能を実施または特定の任務を実行するよう国家の機関によって現実に命じられたこと」または このようにあいまいさの残る第一読草案八条②であるが、コメンタリーにおいては、 人または人の集団が 「当該機関 0 特定の

近年の国際判例における「事実上の機関」

こでは、 関わる判 に対する国家の責任を取り上げたものがあるが、国際法違反による国家の責任という点では国際責任と共通すると考 さて、 それらの判例を取り上げ検討することとしたい。 例が 読草案八条が暫定的に採択された後、 出され、 これらの判断は八条のILCの第二読における再検討に大きな影響を与えることになっ 国際司法裁判所をはじめいくつかの裁判所で「事実上の機関」 なお、 検討の対象となる判例には、 人権侵害のように個人 に

えて取り上げることにする。また、旧ユーゴ国際刑事裁判所のように個人の国際刑事責任に関する事件もあるが、 国

際法上の国家責任の問題についての判断を含むので参照することとしたい

在テヘラン米国外交・領事職員事件国際司法裁判所判決 (一九八〇年)

九年一一月四日にイラン国内で発生した暴徒による米国大使館及び領事館の襲撃及び占拠に関するものであるが、 本事件(以下、大使館人質事件という)は、 イラン革命で国外退去した前イラン国王の米国入国に対して、一九七 玉

際司法裁判所はこれらの行為に対するイランの責任を二つの段階に区切って議論している。

らなかったという不作為にイランの責任を認定した。すなわち、ILC第一読草案の帰属の枠組みに従って検討して 人の行為であってイランに帰属しないと結論づけながらも、 もなされていない」と述べてこれを否定し、次に事実上の機関であるか否かを検討してこれに消極的に回答して、 実行した際、イラン国家の承認された〝公務員〞または機関としてのいかなる形式の公的地位を持っていたとの示唆 責任について、 第一段階は襲撃の発生からイランによる占拠の公的承認がなされるまでの時期である。 裁判所は当該暴徒がイラン政府の法律上の機関であったか否かを検討し、「暴徒が大使館への攻撃を 最終的に国家の側に私人の行為に対して必要な措置をと この時期におけるイランの

国家に直接帰属するとみなされうるであろう」が、「その時点における暴徒と〔イラン〕国家のいかなる権限ある機 されていて の〕行為は、 注目すべきは、 問題の機会に、 事実上の機関でないという認定からうかがわれる事実上の機関の判断基準である。「彼らの been charged, 命じられていて) 国家に代わって行為したことが証明された場合にのみ、 イラン国家の権限ある機関により特定の活動 (specific operation) を実行するよう委任

関とのそのような連関の存在」を必要な程度にまで証明する証拠はないと述べた。また、(33) 侵入し及び占拠するとの具体的行動を行うことの〔イラン〕国家からの授権」に等しいものと解釈することはできな られた米国 いとし、さらに襲撃後に行われた Khomeini 師の祝福なども襲撃の当初の独立した非公的性格を変えるものではない への攻撃を呼びかける最高指導者 Khomeini 師の声明に関して、そのような一般的宣言を 襲撃前の一一 「米国· 月一 大使館に 日に発 せ

とした。

やその行為に国家自身が国際的に責任を負うところのイラン国家の公務員となった」としイランの責任を認定した。(ヨハ 判所によれば、この宣言によって表明されたイランの政策は状況の法的性質を根本的に変更したという。 返還するまで占拠及び人質行為を継続すると宣言した Khomeini 師の一一月一七日の命令(decree) であり、 いる大使館の占拠及び人質の拘禁を当該国家の行為へと変質させた。侵入の実行者及び人質の監視者である暴徒は今 師及びイラン国家の他の機関によってこれらの事実に与えられた承認及びそれらを継続させるとの決定は、 私人が特定の法律上の機関から(事前に)具体的活動を行うよう委任または授権されてなくてはならないという基準 次に、 この判決からうかがえることは、 これはILC第一読草案コメンタリーの基準に合致するものである。 第二段階では、 裁判所は多数のイラン当局から出された承認(approval)、特に米国が前国王を送還し 私人の行為を国家に代わって行為する「事実上の機関」とみなすためには、 に着目した。 Khomeini 継続して 財産を 裁

が、「公的な政 0 余地がある。 Condorelli はこの第二段階における暴徒の行為のイランへの帰属の認定を「事実上の機関」 府の というのは、 承認」が、 のちにILCは 第一段階における具体的行動の 「事実上の機関」とは異なる帰属の根拠とみなしたからである。 実行の委任または授権と同視 してよい の事例とみなして かどうかは

2 対ニカラグア軍事的・準軍事的活動事件(本案) 国際司法裁判所判決(一九八六年)

アの反政府勢力 Contra に対して行った援助の違法性が認定されたわけであるが、帰属の問題が論点となったのは 一つの実体の行為である。 つは米国情報当局の指揮下でニカラグアの港湾に機雷を敷設した者、もう一つは米国の反政府勢力 Contra とい (以下、ニカラグア事件という) は米国がニカラグアに対して行った軍事的及び準軍事的活動やニカラグ

から機雷敷設行為の米国への帰属が証明されたと裁判所は認定した。 者により、 所は米国大統領が政府情報機関に機雷敷設を授権したこと、同情報機関が給与を支払いかつその指示の下で行為する と呼ばれたラテンアメリカ諸国籍の者が実行したとされる、 加は証明されなかったものの、米国の要員が作戦の計画、 つかの証拠及び証言から、 、リコプターの操縦士には米国民(CIAと契約した文民であった)が含まれていたこと、米国軍事要員の直接の参 まず、一九八三年から八四年にかけて中央情報局 (CIA) によりUCLAs (Unilaterally Controlled Latino Assets) 米国公務員の監督の下でかつ兵站支援を受けて機雷敷設が行われたことを認定した。より詳細には、 母船、 高速艇や武器が米国当局から供給され、 指揮、 ニカラグアの港湾への機雷敷設などの攻撃である。 支援及び実施に参加していたことを認定した。以上 現実の攻撃はUCLAsが実行したこと、

Contraを創設し組織し、 すべての作戦が米国の指揮の下で行われたのではないことを確認して、米国による Contra の創設や直接の戦闘支援 が活動していたこと、 権法及び人道法に違反する行為が米国に帰属するかどうかが争点になった。ニカラグアは米国が傭兵部隊としての 次に問題となったのは、ニカラグアの反政府勢力 Contra である。その軍隊がニカラグア領内で行ったとされる人 米国の資金供与はあったがそれは Contra の各作戦毎に行われたものではないこと、Contra の 米国の公務員が Contra の作戦を指揮したと主張した。裁判所は、 米国の介入前から Contra

とめる。 組織 0 米国 が Ĕ 化に関する米国の支援の事実を認定した。裁判所は、「この時点で裁判所が決定しなければならないことは、 L 政 府に対する関 13 という程度にまで、 しか 米国 係が、 0) 法的に Contra を米国政府の機関とまたは当該政府に代わって行為してい 財政的支援により飛躍 一方で従属 (dependence) , 的に Contra の増強が図られたこと、 他方でコントロ 1 ル のそれであったか否かである」とま その 他 訓 練 ると同 装 備

決は、 標の選定、 なされえたであろう。この行為が米国の責任を生じるためには、 さらなる証拠なしには、 IAによって選任され給与を支払われていたことが証明されたが、 を正当化するほどのコントロールをあらゆる分野で現実に行使した」との証拠はないという。 れた軍事的または準軍事的作戦の実効的 ば (directed ならない 判所は、 前述した米国によるあらゆる形態、及び米国に高度に依存する軍隊への被告国による一般的コントロ 作戦上の支援と同様、一定程度の従属を示すに過ぎず、 or enforced)ことを意味しない。そうした行為は米国のコントロ だろう」と判示し、 Contra は米国 原告国の主張する人権及び人道法に違反する行為の実行を米国が命令 の財政援助にかなり依存していたが、 Contra の行為は米国に帰属せず、 コントロー ル (effective control) 原則として、その過程で申し立てられた違反が 「Contra が米国に代わって行為していると扱うこと Contra が責任を負うとした。 それも組織 帰属の認定のためには十分ではない。そこで、 を当該国家が持っていたことを証 ールがなくても Contra の構成員に 訓 練、 装備の供与、 Contra (指揮) このリー 作戦の または 明 計 ダ] 強 ル 画 行 なけ が C 制 は 判 目

諸 条約の このように Contra ゲリラ作戦のマニュアル - 尊重を確保する」ことを義務づける共通 の行為の米国へ の配布は人道の最低限の基準を定めたジュネーブ諸条約共通三条の違反の奨励であり、 の帰属は否定されたが、 条の違反を構成することが認定された。 米国の Contra < の支援は内政不干 涉義務違 反で あるこ

という点にあるとみる。 負う「間接責任」との混同を招くからである。本件は事実上の機関の帰属の問題であって「間接責任」の問題ではな 導入が誤った印象を与えるという。というのは、他国の行動をコントロールする国家が当該他国の違法行為に責任を は裁判所の判示の核心は、米国が人権及び人道法違反行為を Contra に「命令(指揮)または強制した」のではない ることまたはある種の特定の任務を実行することを具体的に委任されていた場合にのみ」可能であって、 の行為が米国に帰属するのは、「Contra 軍の一定のメンバーが米国当局により、米国に代わって特定の行為を遂行す 個別意見を付して、裁判所の理由付けにコメントを加えている。それによると、裁判所の結論には賛成であるが、Contra なお、ILC草案の特別報告者であった Ago はこの事件の際裁判官としてこの事件の審理に参加していた。 彼は、Contra の行為に米国が直接責任を負うという表現を伴った「コントロール」の概念の Ago 裁判官 彼は

る。 している。その場合、この判決で表明された準則をどのように定式化するかが問題となる。後述の Tadic 事件旧ユー(妥) が必要であるという裁判所の示した基準は、Ago 意見も指摘するように、まったく新しい要素を付け加えるものであ 解釈をとった。このような解釈を採用するならば、Contra の行為が米国に帰属するためには「実効的コントロール」 ゴスラビア国際刑事裁判所判決では、「実効的コントロール」の有無こそが事実上の機関の帰属の基準であるという ているわけではない。しかし、Ago 裁判官の個別意見の存在もあり、多くの評者は事実上の機関の事例であると理解 裁判所は大使館人質事件と異なり、Contra の作戦に対する米国の責任を明示的に国家責任の帰属の問題として扱

八条、最終草案一七条)の基準であって「事実上の機関」の要件ではなく、国家の「命令(指揮)」または すなわち、 Ago 裁判官によれば、 コントロールの基準は他国の行った行為に対して責任を負う場合 第一 読草案二 強制

館人質事件の立場、 の有無こそが決定的な要素であるという。Condorelliも、 すなわち国家による具体的行動の委任という従来の基準に合致するものであると評して このような解釈に立って、 ニカラグア事件はILCや大使 る。⁴³

国家 判所は実効的コントロールを、 とは差異がある。 係」を示す概念であって、 実効的コントロ (の法律上の機関) による Crawford & ール」または高度の依存 これまでのILCのコメンタリーや大使館人質事件において示されてきた立場、 Ago 裁判官は違法行為の具体的授権を要求した点で差異があるとしてい (具体的行為の)授権または委任という国家の側のイニシアチブを問題にする考え方 両者は一般的な従属と支援の状況が帰属には不十分である点で一致してい (従属)の概念は国家と「事実上の機関」と主張されている実体との る。44 たが、 すなわち 関 裁

助 準はきわめて高いもので、 されてい 口 しかし、 の事実を認定しながらも、 ニカラグア事件の解釈としては「実効的コントロ] ル」をみたすには不十分であるとした点は Tadic 事件判決において疑問視されることになる。(45) 本件が ないことに注意しなければならない。 「事実上の機関」の事例でその認定基準として「実効的コントロ 組織、 それらの事実は米国の 財政的支援、 訓練、 なお、 ル 装備や武器の供与、 本件で示された「実効的コントロ 般的コント の有無が重要であるとされたというのが正 _□ 1 ル 作戦への支援などかなりの程度の米国 を示すものであっても、 ール」が参照されたかどうかは 1 ル の認定の しいであろう。 実効的 ための 立 コ [の援 証 明 基 示

3 イラン・米国請求権裁判所の諸判決

0 判決で関連する帰属の イラン・ 「革命防衛隊 米国 請求権 (Revolutionary 裁判所では、 原則は、 Guards)」などの実体の行為がイラン国家に帰属するか否かが争点となった。 第一に事実上の機関の行為の帰属、 イラン革命中 の米国人の追放や財産 第二に公的当局不在の状況にお の没収に関する訴えが多数提起され、(46) いて統治 これら その 権能

五条一 要素を行使した実体の行為の帰属、 最終草案一○条一項)であった。以下「事実上の機関」が争点となった主要な二つの事件を参照する。 最後に新政府の樹立に成功した反乱団体の行為の (遡及的) 帰属 (第一読草案

が出国を余儀なくされる場合、 問題を解決しなければならないと述べ、一般論として、 はイランの違法な追放 ていた米国企業からの通知を受けて一九七九年二月九日にイランを出国し、それにより雇用契約が終了したが、 最初の事件は Short 対イラン事件(一九八七年)である。請求者 Short はイラン国内情勢の悪化に伴い、 (事実上の追放) でありイランは賠償責任を負うと申し立てた。裁判所は、 当該状況が国家に帰属するならば責任を負うと述べる。 命令または具体的な国家行為ががなくても状況により外国人 前提として帰属の 雇用され これ

強いることを革命者に授権したに等しいとすることはできないと述べ、請求を棄却した。 特定していない。ここでも、゙米国大使館襲撃前になされた Khomeini 師の声明は大使館襲撃の具体的行動の授権に等 府の支持者の行為が政府に帰属しないのとまさに同様に、革命の成功から生じた政府に帰属しえない」という。 れた場合にのみ、イランに帰属する〟という大使館人質事件判決を引用して、「革命の支持者の行為は、 きなかった。〝権限ある機関により特定の行動を実行するよう委任されていて国家に代わって行為したことが証明さ 任を負うとの原則を引用し、イラン政府は新政府樹立宣言(二月一一日)前の行為にも責任を負いうると判示する。 ものと解釈することはできない、という大使館人質事件判決を引用して、 請求者の引用する Khomeini 師ら革命指導者の宣言について、これらは反米的であるが、米国人の集団 請求者はその行為が彼のイランからの出国を強いたところのいかなる革命運動の構成員 革命によって樹立された新政府は、 旧政府の行為だけでなく、樹立前の革命運動に帰属する行為にも責 同様に、宣言が請求者のイラン出国を (agents) も特定で 現存する政 的 追

第二の事件は Yeager 対イラン事件(一九八七年)である。一九七九年二月一三日、Bell Helicopter 社 (以下、 B H

まホテルで拘束された後、 ンに残した財産や空港で革命防衛隊とされる者に奪われた現金などの賠償を求めたのが本件である。 荷造りをするよう言い渡した。Yeager 夫妻は残りの財産をアパートに残したまま Hilton に雇用され ている Yeager のアパ 一七日に他のBHI社員とともにバスで空港に連行され出国させられた。 ートに革命防衛隊を名乗りライフル銃を携行した二名の男性が訪 Hotel に連行された。 Yeager が ねて三〇分で そのま

きるとする。(48) 域の治安部隊として行動し、国家機構の中で確固たる地位を占めていたこと、この革命委員会が一九七九年五月に ためには、 命防衛隊」 検討する。 裁判所は、 裁判所は本件の事実を検討して、 まず、 の名前で公式に承認される以前から Khomeini 師から 行為者とその国家との結合を合理的な確実さをもって特定することが必要である」と述べて帰属 新政府となった革命運動の行為は新政府に帰属することを認める。 「革命防衛隊」 の地位である。Khomeini 師を支持する集団が組織した革命委員会(Komiteh) 請求者を Hilton Hotel に連行した者が革命防衛隊に属するという主張は 「革命防衛隊」と呼ばれていたことを認定する。 そして、「行為を国家に帰 属させる 信頼 問題を が 革 次 地

際法上一般に受け入れられているという。 場合、または公的当局が不在の場合に統治権能の要素を行使する場合に国家がその者の行為に責任を負うことは ることによって国際法上の責任を免れうるからである」。 為の国家への帰属は国内法上公式に承認された機関の行為にとどまらない。そうしなければ、 問題はこの行為がイランに帰属するか否かである。 この時点で革命防衛隊は公式に承認されていない。 行為者が事実上国家に代わって行為することが 国家は国内法を援用 証明され 玉

政 府に代わって行為していたこと、 裁判所は、 「記録において、 一九七九年二月一一 または少なくとも公的当局の不在において統治権能の要素を行使していたこと 日以降、 革命 "委員会 (Komitehs) [₹] または が防衛 隊 が 事 実 £ 新

素を行使しなかったこと、または防衛隊をコントロールできなかったことの証明責任があるとした。 を設けるに十分な証拠」 -その活動について新政府がその知識を持っていたに違いなくそしてそれに特に異議をはさまなかった― があると認定、イランの側に、事実上国家に代わって行為しなかったもしくは統治権能の要 ―の推定

に帰属すると結論づけた。 割を受け入れておきながら、彼らによる米国民への違法行為を実効的に防止するため必要なコントロールを行わな 隊をコントロールできなかったことも証明しなかった。新政府は防衛隊の活動及び公の治安の維持における彼らの役 に彼らによって行われた違法行為に対する責任を否認することはできない」として、防衛隊による追放行為がイラン かった。「国際法上、イランは一方で革命委員会(Komiteh)または防衛隊による統治権能の行使を容認しつつ、 なかったことをイランは証明せず、ゆえに防衛隊はイランのために行為していたと認定した。さらに、イランは防衛 判断し、こうした状況の下では、 裁判所は、 防衛隊がBHI社員の退去を行い、このような規模及び性質の活動は新政府に知られてい 防衛隊が事実上国家に代わって行為しなかったことまたは統治権能の要素を行使し 同時

没収行為はイランに帰属するとの認定を行っている。 とを証明しなければならない」が、このような行為を禁止したまたは適切なコントロールを行使した証拠はないので、 な状況の下では、「被告は空港において活動する〝革命防衛隊〞をコントロールしなかったこと及びできなかったこ 行っていたことが報道から確認されるので、防衛隊が新政府の機関として行為していたことが明白であり、このよう また賠償額の算定の際に、空港における現金の没収に関して、革命防衛隊が空港において関税、移民、 安全業務を

く)。例えば、米国人の追放に関する Arthur Young 社対イラン事件(一九八七年)では、裁判所は これらの事件以外にも、 ある実体が事実上の機関であるか否かが争われた事例がある (政府所有銀行の 一行為の国家への 例を除

事件 り彼らがどのようにイラン政府と結びついているか」を証明しなかったとして請求を棄却した。 争点となり、 化される」と述べ、 帰属は、 上の公務員である場合にのみイランは責任を負うと述べて請求を棄却 ればならないが、 (一九八八年) では、 行為する者の属 裁判所は、 公立大学の学長は私的な被用者であって、 請求者たる会社がこの帰属の要件の立証責任を負うが、 学長の発言は単なる助言に過ぎず、 性 公立大学の助教授である Hilt に学長が行った国外退避の指示が追放にあたるかどうか (identity) とその者と国家の結合が合理的 学長が政 請求者は学長の行為が公的行為であることを立証 府当局の指揮の下に行為していたか学長 な確実さをもって証明され 一これらの **※行為者** また、 (agents) > た場 一合に Hilt 対 が 0) が事 み イラン であ 正 が

との指摘がある。 隊の この判断 0) 一九八四年) ほかに米国人の財産を革命防衛隊が没収した一連の事件がある。 (行為に責任を負うと考えられなければならない」と判示してイランの責任を認めた。その後(50) 証 拠は一 が踏襲され 九八〇年一〇月五日付の「イスラム革命防衛隊」 は、 革命防衛隊による請求者のオフィス内の財産及び会社の自動車の押収に関する事件である てい るが、 その理由はイランが革命防衛隊を公式に国家機関として承認した後の事件であるか 名の差押通知であった。裁判所は 例えば、 William Pereira Associates の事 「イランは革命 例でもお 対 イラン事 唯

され経営に拒否権を持っていた労働者評議会に妨害されたとして、 では、 で経営者に対して労働者の利益を代表し経営に協力することを目的とする。Shering 社対イラン事件 ム共和国 また、 Shering 社はそのイラン子会社に他の子会社を通じて融資をしていたが、その債権の その地位が問題となったものとして、「労働者評議会(Workers' 憲法及びその実施法に基づいて一九七〇年から一九八〇年にかけて設立された労働者の団体であり、 評議会の行為にイランは責任を負うと主張 Councils) がある。 回収が同子会社内に設立 これ はイラン・ (一九八 企業内 几 イスラ

会が政府機関の指示の下で行動したこと」の証拠はないとして請求を退けた。Eastman Kodak 社対イラン事件 八七年)では、 選出に対する政府の影響力が存在したこと、政府の命令、指令及び勧告が評議会に発せられていたこと、または評議 ることを意味しないとした。さらに、評議会が事実上イランに代わって行為したこと、 裁判所は、評議会はイラン法の授権により設立されたがそのことはイランの国家機構の一部であることや公務員であ 原告会社の子会社がその労働者評議会により清算されたことで会社が受けた損害について、子会社の すなわち「評議会の構成員 (一九

活動及び経営への評議会の関与がイラン政府機関により授権されていたことからその行為はイランに帰属すると認定

側にのみ挙証責任を課したことには当時のイランの情勢を考えると立証は困難であったとして強い批判がある。 質事件に依拠して判断した事例も存在する。また、第一読草案八条②の文言に忠実に、実体が事実上国家に代わって 行為していたことを完全に立証するよう請求者に義務づけていることも顕著な傾向で、このように帰属を申し立てる についてはおおむね具体的行動の委任という基準を適用している。Short 対イラン事件のように、明示的に大使館人 このようなイラン・米国請求権裁判所の判例について、 革命という状況に由来する特殊性もあるが、(59) 事実上の機関

学説の解釈も様々である。さらに、 a)であるのか、それともいわゆる「緊急時の公務員」(第一読草案八条b)に該当するのかを明確にしていない。 なく)帰属の問題としてそれを肯定したという論証の方法である。黙認していたことまたはコントロ をしなかったこと及びなしえなかったことを立証しなかったことから 黙認を帰属の根拠としているようにみえること、そして、イランが防衛隊の違法行為を防止するためのコントロ 他方、Yeager対イラン事件は解釈が難しい。まずこの判決自体が革命防衛隊が「事実上の機関」(第一読草案八条 同事件のユニークな点は、革命防衛隊の活動及び統治権能の行使に対するイラン (違法性阻却事由としての不可抗力の文脈] ルの不可能

は

ル

性により機関 被告国家には反証を義務づけるという挙証責任の分配に関する判断も裁判所の .の行為が帰属するのであろうか。 ⁽⁶²⁾ 帰属に関する証明を請求者には 他 応の の判決とは対照的である。 証 拠の提出 で推定を設け た上で

4(Loizidou 事件(本案)欧州人権裁判所判決(一九九六年)

して、 諸国に承認しないよう求めており、 した北キプロス・ 判決で問題となったのは、 一九七四年にキプロスに軍事侵攻し現在もキプロス北部に存在しているトルコへの、 トルコ共和 玉 キプロス紛争 (以下、 トルコを除いてTRNCを承認した国はない。 TRNC) 当局の行為の帰属である。 (ギリシア系キプロス政府とトルコ系住民の間で争わ なお、 国連安保理は独立宣言を否定 一九八五年に独立を宣 れ 7 (V る 13 関

判決で抗弁を退けた。(4) 侵害であるとしてトルコ政府を相手取って欧州人権委員会に申立を行った。 により逮捕され北キプロスの警察官により拘禁された。また、一九八五年のTRNCの憲法では、 ル 権裁判所に事件を付託 所有権はTRNCに移転することを規定していた。申立人は帰還の妨害が欧州人権条約第一議定書一条の財産 コ軍侵攻後はトルコ軍兵士により当該地所への帰還を妨げられ、 申立人 Loizidou はキプロス国民 した。 トル コ政府は先決的抗弁を提起して裁判所の管轄権を争ったが、 (ギリシア系) で、 トルコ軍占領下の北部キプロスに地所を所 一九八九年に停戦ラインを超えた際には 委員会の報告の後キプロス政(33) 裁判所 有して 放棄され は 九九 府 61 たが、 た不 が 五 欧 年 州 コ \vdash λ

本案判決で、 裁判所は前記 の問題を帰属 (imputability) の問題として論じてい

ると主張する。 申立人は、 裁判所は条約上の人権侵害に対するトルコの責任を決定するためには国家責任の原則を考慮すべきであ 国家責任の観念は説明責任の現実的観念であり、 権限踰越行為のように、 行為または事態が現実の

と ス政府は、 拠があるので、 使の結果) ントロ |際法上の義務を免れることはできないと主張した。 トルコによる北キプロスの設立は違法であり、 i ル であるか適法 トルコは北キプロスに実効的コントロールを及ぼしており、 の外にあっても責任を負う。 その占領地域で起きた人権侵害にはトルコが責任を負うとの強い推定が働くことを主張した。 (被保護国のような場合) 国家責任の原則によれば国家は地域的統治体 トルコが北キプロスに実効的全般的コントロールを有してい であるかに関係なく一 統治を違法な傀儡政権に委ねたからとい ―に統治を委任しても責任を免れえな それが違法 (違法な武力行 キ って る証

玉

どまらず、 権を保障する締約国の義務は、 玉 求国の当局によりなされたこと及びこの当局が申立人への実効的管轄権を行使していたことの証拠を求めるものであ ること、北キプロスは民主的に設立された独立国家であってトルコは実効的コントロールを有していないと反論した。 [の責任は合法か違法かを問わず軍事行動の結果として領域外の地域に実効的コントロールを行使する際に生じ、 裁判所は、 ル コ政府は、条約一条の 締約国の責任は領域外のその当局の作為不作為によって生じる。 先決的抗弁に関する先の判決を引用して次のようにいう。 「管轄」の概念は責任法の問題と同一ではないこと、一条は主張された行為が現実に 直接にかその軍隊または下位の地域的統治体を通してかを問わず、 一条の 関連する国家責任の原則に従って、 「管轄」の概念は締約国の領域内にと そのようなコント 締約 被

たのは境界地域をコントロ NCの樹立によるものであることをトルコが了知していたことであり、 判所は、 帰 属の 問 題の] 評価にとって重要なのは、 ルするトル コ軍によるものであることという。 申立人の財産へのコントロ 申立人が何度も財産へのアクセスを拒否され] ル の喪失がト ル コ 0) 占領及びTR

口

]

ルの事実から導かれるという。

裁判所は 申立人及びキプロス政府が示唆したような、、TRNC、 の当局の政策及び行動にトルコ が詳細 わた

のトルコの に対するトル 部隊から明白である。 るコントロ (effective overall control; contrôle global) **/管轄/** コの責任を生ぜしめる」。 ルを現実に行使したか否かを決定する必要はない。 内に入り、 そのようなコントロールは、 人権を保障する義務はキプロスの北部に及ぶと結論づけた。(65) ゆえにそのような政策または行動により影響を受ける者は を行使していることは……北キプロスで現実の任務に従事してい 関連する基準及び事件の状況によれば、 1 ル コ 軍 が 鳥 め 部に実効的な全般 TRNCの政策及び行動 条約 的 ゴ ーント 条 の趣旨で る多数 口] ル \mathcal{O}

を想起すれば十分であると付け加えて と述べ、 さらに、 国際社会がキプロス共和国が唯一 裁判所は、 このような結論からトルコのキプロス介入の合法性に関する自らの立場を表明する必要はない く る。 66 の正統政府であると認め、 TRNCの正統性を一貫して否定してきたこと

州 の妥当性がある 法におけ 人権条約 コとの間 この Loizidou 事件判決を国家責任に関する先例と考えることができるかどうかは難 る帰属 .で国家責任法の適用の可否について見解は分かれていた。 条の 0 (もちろん、 原則は、 「管轄」 を判断するにあたって、 一次規則は独自に定めることもできるが)。 次規則を履行すべき国際法上の 帰属に関する責任法の原則を参照したものと思われる。 国家」 の範囲に等しいので、 裁判所の判断は L 請求者の い問題である。 このような解釈に 主張を採用 請 求者とト 国家責任 b 定 欧

は、 またはコント で樹立され 関する原則 か 裁 判所は TRNCの た傀儡政 裁判所が帰属のどの原則を適用したのか (第一読草案七条一項。 口] ル 権 の下にある国家の行為の当該他 の当該外国 地位につい の帰属を認めた事例であって前記の原則の て判断しなかったが、 最終草案では四条 国 は不明である。 項に含められた) の帰属 事実上の政府とみなさざるをえず、 (第 請求者が主張 読草案二八条一項。)であり、 (88) 適用例とする主張も有力で してい これに同意して外国 たの 最終草案では一七条))は地域: 実質的には他国 的 統治体 1の軍事 あ 0 1の指揮 行為に 占 とし 領

(型) て扱われたのであり、他国のコントロール下にある国家と事実上の機関の境界線上の事例であるという。(物) (物) Bernhardt 裁判官反対意見を参照しつつ、帰属と因果関係の境界線上の事例であるとしている。 Crawford

策及び行動」のすべてが帰属することになると判示するが、その根拠が十分に説明されているとは言い を認定した事例である。 を問題にしているが、Loizidou 事件では、違法行為がなされた地域に対する占領国の「実効的な全般的コントロ の対象についての差異がある。ニカラグア事件は違法行為がなされた実体の活動に対する国家のコントロ ニカラグア事件の 後述する Tadic 事件判決で旧ユーゴ国際刑事裁判所上訴裁判部は、Loizidou 事件を事実上の機関の先例としつつ、 「実効的コントロール」の基準を修正する一つの根拠としているが、 後者の判決は一定の地域にコントロールを行使していれば、その地域に存在する実体の 両事件の間にはコントロ vi 難_/ い⁷³。 ールル Ì 0)程度 ールル ル

判決はそれを覆しえない推定に変え、絶対的にトルコに条約違反の責任を負わせた点で革新的であると評している。 や情況証拠による間接的な証明方法を正当化すると述べ、人権に関する第三者機関の実行もこのような傾向にあると(タヒ) いと批判する。 いえる。 コントロールの事実は行為の了知や責任を含意しないとしたコルフ海峡事件などの国際司法裁判所の判例に合致しな 関与を厳密に立証する必要はないと判断し、請求者側の立証責任の程度を相当程度軽減した。De Hoogh は領域への 裁判所の判決より著しく低いのがこの判決の特徴である。 人権侵害に対するトルコの責任の強い推定を帰結すると主張し、トルコは挙証責任は請求者側が負うべきであると主 かりに事実上の機関の先例と考えた場合でも、証明の基準がこれまでにみた国際司法裁判所やイラン・米国請求権 Dipla もまた、 裁判所は推定を設けて被告に反証の責任を課すことはしなかったものの、特定の違法行為に対するトルコの 実際、 コルフ海峡事件は国家による領域の排他的コントロールの事実は被害国による事実からの推論 従来の国際法ではトルコの責任は単なる推定(反証により覆しうる推定)であるのに、Loizidou 請求者はトルコの北キプロスへのコントロー ルがそこでの

るなら国

5 Tadic 事件 (**本案**) 旧ユー ゴ 国 |際刑事裁判所判

あ₍₇₈₎ る。 その中で国家責任法に関する判断が行わ あればジュネーブ諸条約の重大な違反が、 た紛争が国 本 件は 旧 旧 際的武力紛争、 ユーゴスラビア国際刑事裁判所では、 際的武力紛争であるか国内的 ユ ーゴスラビア領域で行わ 帰属しないなら内戦となるという図式で議論された。 れた国際人道法の重大な違反を犯した個 れた。 武力紛争 国内的であればジュネーブ諸条約共通三条などの違反が適用されるからで というのは、 内戦当事者の行為が外国国家の (内戦) であるかの決定が必要となり、 被告人に適用される法規の決定のために被告人 人の刑事責任に関する裁判であ 「事実上の機関」 武力紛争の性格が 0) 行為として帰属 国際的 0 関係

とみなされるかが争点となった。 地方の住民を攻撃してキャンプに収容し、 Republika 重 本件の被告人はボスニア・ |大な違反など)で訴追された。 Srpska) とその軍隊 \wedge ル ツェゴビナのセルビア人で、 (VRS) が新ユーゴスラビア (セルビア・モンテネグロ) 本件では、 キャンプ内で殺人や暴行を行った容疑(人道に対する罪、 ボスニア・ヘ ルツェゴビナの独立を主張するセルビア人勢力 セルビア人勢力の部隊 (VRS) に所属して、 の軍隊 ジュネー V J Omarska 0 ブ条約 0 機 玉

退け、 定は 本事件管轄権判決で上訴裁判部 個 旧 Þ 0 ユ 事件におい 1 ゴ 紛争は てその文脈毎に決定すべきであるということを含意していた。 玉 際的 玉 は、 丙 的 旧 両 方 ユ 1 0 側 ゴ紛争が全体として国際的武力紛争であるとする検察側の 面 を持つ混り 合的 性 格 0 、紛争であると判示した。 これは紛争の アプロ 性 格 1 チを 0)

Α 第 審裁 判部 判 決 九九七年

裁判部 は 旧 ユ] ゴ スラビア 国 際 刑事裁判所規程 一条に規定するジ ユ ネ 1 ブ諸 条約 0 重 大な違 反 0 適用の 前 提と

ゴが支払っていた事実を認定する。 任の原則を適用した先例としてニカラグア事件があり、 はボスニア・セルビア人自身が選んだ。 令部と新ユー グア事件が示したのは「実効的コントロール」という敷居の高い基準であり、 機関または公務員として行為する場合当該国家に帰属しうる」。正統政府と争う叛徒に事実上の機関に関する国家責 軍から区別される存在であるけれども、 みたされるが、 がその者が紛争当事国の国民でないことであるという。 て、犯罪の犠牲者がジュネーブ第四条約(文民条約)四条にいう保護を受ける者でなければならず、その条件の一つ 「命令(command) 裁判部は、 五月一九日以後付近に駐留していたJNA部隊がそのままVRSの一部となり、 ゴ軍との間には高度のコミュニケーションが存在し、 撤退後もこの条件がみたされるかどうかが問題となる。 及びコントロール」の関係ではない。第二に、 裁判部はVRSと新ユーゴ軍の間の二つの関係を検討した。第一に、VRSの司 以上から、 「国際慣習法の規則として、人、集団または組織の行為は、 裁判部は実効的コントロールを示す証拠はないとした。 人道法の適用や紛争の混合的性格でも共通してい 一九九二年五月一九日の旧ユーゴ軍の撤退まではこの条件が 参謀間の協働 Contraとは異なり、 Republika Srpskaとその軍は新ユーゴとその 検察側にその挙証責任があるという。 (coordinate) Republika 引き続き俸給を新ユ が存在したが、これ Srpska の指導者 国家の事 ニカラ 実上

われた。当該司令官の権限を覆す形での新ユーゴからの命令があった証拠はない。新ユーゴはVRSの将校に俸給(年 金を含む)を支払っていたが、ニカラグア事件では、財政的援助は実効的コントロールには十分ではないとされてい ユーゴ軍将校が同じ地位のままVRSに移った事実があるが、攻撃やキャンプの運営はVRS司令官の命令により行 次に裁判部は、 推論により実効的コントロールを認定できるかどうかを議論する。 ボスニア・セルビア人でない

以上から裁判部は、 VRSは新ユーゴの事実上の機関または公務員ではなく、犠牲者はジュネーブ条約 (共通三条

В

上の保護を享有しないとして規程二条に関する訴因については無罪とした。(8)

め うものである。 口 ニカラグア事件とは異なる事案であり、 を遂行することを具体的に委任されていた場合で、 れるための「一方で従属、 新ユーゴに代わって旧ユーゴの作戦を継続してい ル の下にあると主張している。 1 判決に対して McDonald 裁判官が個別・反対意見を表明してい 軍事 ル の基準によりVRSを新ユーゴ軍 組織や部隊の名称を変更しただけの法的なフィクションに過ぎず、 ニカラグア事件は二つの帰属の基準を示した。 他方でコントロ 旧ユーゴ軍の撤退と同日に行われたVRSの創設は、 <u>か</u> 後者の基準はニカラグア事件の事案にとどまり、 ール」の基準であり、 部と認定すべきであるという。(82) る。 この場合の基準が 第二の主張は、 すなわち、 る。 もう一つはVRSが新ユーゴに代わって特定の行為 第一に、 実効的コントロ 「実効的コントロ 一つはVRSが新ユーゴの構成員とみなさ 実質的には同一の軍隊であり、 VRSは新ユー 安保理 1 ルの基準は適切では 1 ル 本件は前者の従属とコント 決議七五二を履行するた ゴ であるという。 の実効的 コント ない VRSは 本件は 口

上訴裁判部判決(一九九九年)

0 ブ条約及び人道法の このような第 認定を覆し、 関連する部 分の判 審裁判 VRSの新ユーゴへの帰属を認め国際的武力紛争と認定してジュネーブ条約の重大な違反を適 示内容は次のとおりである。(¾) 般原則 部 0 判断に対し、 ミに依拠すべきことなどを主張した。 (▩) 検察側は本件は個 一人の刑事責任の問題であって国家責任法ではなくジュネ 上訴裁判部はそれとは異なる理由 から第 審 用 裁

るという。 上訴裁判部は まず裁判部は国際 内戦が国際化するための条件はVRSが新ユ 人道法の観点から検討する。 ジュ ネー ーゴの法律上または事実上の機関であったか否かであ ブ第三条約 (捕虜条約) 四条は合法な戦闘員とみ

て行為する者についての基準を定める国家責任法の原則を検討しなければならないとする。 かを決定しなければならないが、 確でも具体的でもない。 なされるための条件を定めており、紛争当事国に属するならば準軍事的集団もこれに該当する。この「属する」 刑事責任に必要なのは当事国のコントロールの範囲である。 人道法は独自の基準を定めていないので、一般国際法すなわち事実上の公務員とし どの程度のコントロ] ルが は明

機関とされる条件は同じであり、一方では個人の行為の帰属により国家の責任が生じ、他方で個人が国家の事実上の 事件の実効的コントロールの基準は適用されないという検察側の主張であり、これについて裁判部は、 解釈を否定し、同事件判決は実効的コントロールという単一の基準を示したとした。 う一つはニカラグア事件の解釈であり、 公務員として行為したことで紛争が国際的性格を持ち、 裁判部は次の二つの前提問題を検討する。一つは、 裁判部は、帰属の二つの基準を示したとする McDonald 裁判官及び検察側の 国家責任と個人の刑事責任では基準が異なるので、ニカラグア 重大な違反の適用の前提がみたされることになるという。 個人が国家の

区別する。 に合致しないことである。事実上の機関として行為する私人の行為の帰属を認める規則の趣旨は、 十分であって、国家による違法行為の具体的指示(または事後の承認)が必要であるという。 ントロールを行使したことであり、コントロールの程度は事件の事実状況により様々である。 たことを理由に責任を免れることを防ぐことにある。 しかし、 裁判部は、ニカラグア事件の基準は二つの理由で説得力がないという。第一の理由は、 第一は、 私人または組織されてない個人の集団の場合であり、 基準は高いものである必要はない。その要件は国家が私人にコ 帰属を証明するためには一般的支配では不 裁判部は二つの状況を 国家が私人を用 国家責任法の論理

hierarchically structured group)である。それは組織構造、命令系統、一組の規則、 第二の状況は 戦争または内戦における軍事的単位のような、 組織されかつ階層構造化された集団 権威の象徴を持つ。 (organised and 集団の構成員

り、 無関 集団 は 自 である。 係に、 法的 身の ル が 0 玉 下であ 家 ため 形式性を度外視して、 または 同じ論理は 0 全般的 では れば、 なく集 反する場合でも責任を負う。 コント 具体的に強 組織された集団につい 団 口 0 基準に 個人または集団に一 ル 制 (overall control) 従 要請または命令されたか否かに関係なく責任を負うべきであるとい 集 寸 ても の 権 IJ あてはまる。 限 1 定の機能を委託した国家がその行為に責任を負うよう確保するも の下にあれば十分である。 踰越行為に限らず ダー 0 権 威に従う。当該 組織され 国家責任法全体が た集団は 集 玉 寸 家のコント 0 行為が 連の行為を行う。 説明 国 責 家に 口 任 Ì 帰 ル 0 があ 観 属する 全般: 念に れ 基 的 ば なコ 指 宗とは は 7 お

う⁸⁵ 集団 及ぶコン れ 後 なけ 第二 帰 13 0 は \overline{O} 承 れ 属を認め 理由として、 認または支持を要求 ばならな 1 ニカラグア事: \Box] るためには、 ルの 基 準 他 件の実効的 裁判部は 方、 を適用するが、 全般: して 個人または 判 的 コ 例 11 る。 86 ント コント 実行と合致しないことを挙げる。 また、 口 組織され 軍事的または 口] ルの 1 裁判部は事 ル 基準 7 すなわち軍事 1 ない (すなわち個人の活動に関して具体的な指) 準軍事 実上 集団に対しては 的 的集団には 0 機関 活動 の第三の 0 判例及び実行は、 判例は 具体的 般 的計 力 (テゴリ 具体的。 画にお 指 示の有無を問題にしてい ける調整または] な指示もしくは指令、 個 (基準) 人または 示を出すことに も示唆し 組 援 織 助 され な 7 が または 証 7 明さ な

役割を占 わ 装 れ 判 的 備 部 野 \mathcal{O} 心を持 8 によ 供与または る てい 玉 Iであ n ば、 0 n 隣国 ば 0 ても ょ 作 玉 0 11 戦 家の全般的 場合には 内 という。 上 戦 の支援に が あ コン コント \exists 0 たり 加えて、 ン 1 1 弱 口 口 口 1 Ì 体 な政 ルの ル ルする国家がその 玉 家が 0 立 府 認定には違法行為の具体的 集団 証 である場合に は容易になるという。 \mathcal{O} 軍 事 領域で戦闘 的 行動に は 立 証 お 0 が行わ 基 け Ź 準 指示は必要ではなく、 組 は れてい 高 織 、なり、 調整または る国でな コ ン 計 1 11 ・場合や、 財 \Box 画 政支援、 お ル す 領域 る 7 玉 訓 で行 定 練 及

結 論として 審の 一認定した事実に依拠して、 V Ř S は 軍 事 組織 であり、 新 ユ] ゴ は 単 なる資金や装備 \mathcal{O}

越えて軍事的作戦の計画への参加及び監督に従事しVRSに全般的コントロールを行使していたと認定した。(®)

準であって、 し資金援助し訓練し武器・装備・兵站を供与したのだから国際的武力紛争の条件はみたされるという。 認定は米国とニカラグアとの間には国際的武力紛争があったことを含意している。本件でも新ユーゴはVRSを創設 国軍隊を通して武力を行使したか否かの問題である。 示を否定する必要はないという。同事件は外国軍隊の行為に責任を負うか否かの事例ではなく、 Shahabuddeen 裁判官は個別意見を付した。同裁判官は、多数意見には賛成するがニカラグア事件判 判決は Contra の武器援助及び訓練により米国が武力不行使義務に違反したことを認定しており、 実効的コントロールの基準は人道法違反行為に関してのみの基 具体的指示なしに外 決の

的コントロール」でよいという基準が適用されると判示した。 集団には実効的コントロールすなわち具体的指示という基準が妥当するが、 このように上訴裁判部判決は、ニカラグア事件の実効的コントロールに修正を加え、個人または組織されてい 組織された(武装) 集団の場合は「全般

援用したが、上訴裁判部は第一次的には一次規則たる国際人道法の原則を適用しなければならないが、その内容が明 の関係であろう。第一審裁判部の判断も分かれ、(9) 確ではないので一般原則たる国家責任法を参照するとした。 することへの疑問も根強く提起されてきた。第一審裁判部は紛争の国際的性格の決定のため直接国家責任法の原則を 問題となるのは、 武力紛争法と国家責任法の関係、より具体的には紛争の国際的性格の決定と帰属の原則と 個人の国際刑事責任の文脈において国家の責任に関する規則を参照

ネーブ諸条約第一議定書五一条が交戦国は軍隊構成員の一切の行為に責任を負うとして独自の帰属の原則を定めてお 釈にあたって帰属の規則が参照されたのと共通している。しかし、国際人道法の場合は、ハ 上訴裁判部の示した解釈基準としての国家責任の参照は、先の Loizidou 事件判決における欧州人権条約一条の解 ーグ陸戦条約三条及びジュ

り、 討すべきであったと思わ 議定書四三条も軍隊の定義をおいており、 また上 訴裁判部判決も言及するようにジュネーブ第三条約四条も合法な戦闘 n る。 る。 a もちろん、 違法な戦闘員や軍隊以外の機関及び公務員は国家責任: これらの一 次規則の解釈だけで交戦国 員 の帰属を判 の要件を規定するほ 断が可能かどうか 法の 原 か、 則 に照ら 第 追 加

判

断

しなけ

ればならな

係が存在することになる。(91) 武力紛争におい あ る者が外国 ずれにせよ、 て妥当する犯罪について刑事責任を持つ。 国家の機関と判断されることで、 玉 [家責任法 (二次規則) によるの 武力紛争が国際的性格を持つことになり、 であれ武 つまり、 力紛争法 国家責任の判断 次規則) によるの が 個 人責任の前提となるとい であ 機関とされた者が国 れ、 帰 属 の 規 則 的 ょ

例である本事件とは異なるという。 家の領域 あるという批判は 集団への「全般的コントロ 次に、Tadic 事件の示した「全般的コントロ Loizidou 事件も外国の軍事占領下におかれた領域における事件であって、 内で行為する武装集団の行為に関するもので当該国家の領域へのコントロ は 多 い。 。 上訴裁判部の判示を詳細に批判した Sassòli 及び Olson は、] ル」の根拠として挙げた実行(特に Yeager 事件及び Loizidou 事件) Tadic 事件に先行する諸判決の中で、] ル 0 基準の妥当性である。 武装集団 学説に 0 国外における武装集団 」 ル 裁判部の掲げる実行の 場合は具体的な指示では お (V が決定的な要素となった事 ては 上訴 裁 0) 判 解 部 釈 0 が 行 多くは は 組 なく 為 誤 織 りで 例 玉 n

ある(94) 認めるという裁判部 さらに、 コント か、 そもそも組織された集団の場合には国家の具体的な指示がなくとも一 口 1 Kress は ルでよいと明示的に判示したものは存在しな 上 の論理も問題があるように思われる。 一訴裁判部 は権限踰越行為も含め一 般的には具体的指示が必要としながら指示のない 国家の具体的な指示を帰属の本質とする立場から 般的なコント 口 1 ル さえあ 集 れ 可 0 ば 批 0) 帰 判 属

が

していないと批判する。 成員 を個人に委託することによってそこから生じる責任を免れることはできないのであるが、だからといって、 また Kress は らの自律性が高いのであるから国家のコントロールの程度はより強いものでなくてはならないのではないだろうか。 (そのほとんどはその集団または自己のために行為したといえるのであろうが)に帰属を認めるのは 組織的集団と個人を区別することの困難を指摘する。上訴裁判部が指摘するように、(%) コントロールを帰属の基準と考えるとしても、 組織的集団の場合は単なる私人よりも 国家は一定の機能 そうでは 貫

ない行為までも帰属させる必要性はない。

る。さらに、「全般的コントロール」の基準はあるべき法なので「法なくして罪なし」の原則に抵触するという。 ⑻ 武力紛争とした Tadic 事件管轄権判決に反するばかりか、 刑事裁判所が一般国際法上の問題について国際司法裁判所の判例から逸脱することは問題であるという。 (タf) 者」や「捕虜」として取り扱わなければならないとするのは不合理な結果を招き、また旧ユーゴ紛争を混合的性格の ニア紛争を国際的紛争とすることで、ボスニア政府がボスニア国民であるセルビア人やクロアチア人を「保護された Sassòli 及び Olson は Tadic 判決の国際人道法上の問題点を挙げている。まず、 国籍を基準とするジュネーブ第四条約四条の文言にも反す 個人の刑事責任を裁く旧ユーゴ 次に、 ボ 国際 ス

ものではなかったとの指摘もある。国家間の紛争で違法行為が加害国の領域内または軍事占領下であるならば間接的(図) ことが可能であったと主張する。ただ、ユーゴ紛争の特殊性も考慮しなければならないであろう。すなわち、(罒) させたのかもしれ れまで外国軍が内戦に介入しても内戦当事者間の紛争は国際化しないとされてきた。上訴裁判部は被害者保護を優先れまで外国軍が内戦に介入しても内戦当事者間の紛争は国際化しないとされてきた。上訴裁判部は被害者保護を優先 な証明方法も認められるが、 本件における新ユーゴの「全般的コントロール」の存在の認定は情況証拠に基づくもので、結論を導くには十分な ないが、 Sassòli 及び Olson はジュネーブ諸条約共通三条でも犠牲者に保護を与え被疑者を処罰する 刑事裁判の場合、合理的な疑いを越えて証明しなければならないのは検察側である。こ 旧ユ

Crawford によれば、

事例に分類するのも難しいところである。 (図) のままボスニアに残留してVRSに名称を変更したという事情である。 ゴ が 筋壊する中で成立したボスニア・ヘルツェゴビナの独立に反対して軍事作戦を遂行してい ゆえに本件を純粋な内戦への外国軍 た旧 ユ 1 ゴ 軍 の介入の 隊がそ

価している。(ほ) 最後にこの判決の位置づけについて、Kress 及び Dopagne は後の実行で踏襲されることなく孤立した事例であると

評

Ξ 国家責任条文草案 (最終草案) における 「事実上の機関

の実行を検討して、「事実上の機関」に関する条文の修正を提案した。その見解は次のようなものである。(※) Crawford を指名した。Crawford は一九九八年の第一報告書において第一読草案八条に対する政府コメント ILCは一九九六年の暫定草案の採択後、 第二読の作業を行うことを決定し、 九九七年に特 別報告者として や採択後

国家により事実上命令(指揮)または授権された行為が国家に帰属することは争い

実行者が私人であることも、 instruction) 合に帰属することを肯定する。この表現は、 行を国家機関から「現実に命じられた」または一定の任務を国家機関の「教唆により実行した」ことが証明された場 格を持つか否かに関係なく実体が含まれる。 の場合」にとどまることを意味する。 行為の内容が「統治」活動であるか否かも関係ない。この私人には国家から分離した人 第一読草案八条が「現実の指揮 彼は八条コメンタリーを引用して、 (命令) または指示 人または人の集団が特定の任務の実 (actual direction Or (香法 2004)

特別報告者はこのような場合だけに帰属が認められるかどうかを疑問視する。 第一 読草案 条のコメンタリ を

引用して、「促進」及び「協働」は「任命(appointment)」または「教唆」より広いのではないかと述べ、「人または 集団に対する国家の事実上のコントロールが独立の帰属の根拠として扱われるべきか否かという問題が生じる」とい

う。この点で八条⑷は再検討を要するとする。

指揮及びコントロールの下にある場合も含むべきかどうかである」。Ago 裁判官は明示的指示のある場合にとどまる ることが明確にされなければならないと提案した。 に定式化するのが望ましいとした。そして条文及びコメンタリーでは、「国家が特定の活動を指揮及びコントロ 言明であるという。そこで Crawford は、国家の指揮及びコントロールの下で実行された特定の行為も帰属するよう とした。ニカラグア事件は権限下の不正規軍に対するコントロールの問題であるかもしれないが、一般原則としての LCの検討すべき「問題は、八条②が現実の授権または指示の事例を越えて、特定の活動または作戦が事実上国家の Yeager 事件、Loizidou 事件などを参照するが、それらの判決ではコントロールの概念が強調されている。そこで、 かつ申し立てられた行為が当該活動の当然の、不可分のまたは意図された一部である場合にのみ」 ニカラグア事件、Tadic 事件(一審裁判部判決。報告書の時点では上訴裁判部判決は出ていなかった)、 国家に帰属す

されている。 ルル に帰属するというものであった。なお、コメンタリーでは、八条④は使用関係(agnecy)の場合と指揮及びコントロ れた行為の国家への帰属」に変更した上で、「人または人の集団が、行為を実行する際、 (on instructions of)、または国家の指揮及びコントロールの下で (under the direction and control of) Crawford が提案した新しい八条回は、タイトルを「事実上国家の指示または指揮及びコントロ の場合の両方を含むが、「コントロールは意図された行為を生じるように現実に行使されなければならない」と 事実上、国家の指示により ールの下で実行さ 行為する場合」

で適切であるとした。 持し当該状況を自ら継続したため責任を負うとされた事例である。Crawford は私人の行為の承認が将来的効果を持持の当該状況を自ら継続したため責任を負うとされた事例である。Crawford は私人の行為の承認が将来的効果を持 すぎ、「採用(adoption)」が「行為が国家によって実質的に自らの行為として認められたとの観念を有している」 されうる。 使館人質事件判決を根拠としているが、ほかに灯台事件仲裁判決(一九五六年)を挙げている。 したという。 採用してもイランは つのかそれとも遡及的効果を持つのかという点を論じている。大使館人質事件では明確ではないが、 の自治領であったクレタ島当局のコンセッション違反の状況を島の領域主権がギリシアに移転した後もギリシアが支 採用が明確であいまいさのないものであれば遡及効を認める理由があり、 特別報告者は国家が私人の行為を事後に採用した場合にも帰属するという新たな提案を行った。 定式化の問題としては大使館人質事件で用いられた「承認 (公的宣言の)前の段階から責任ありとされていた。そのような前段階の責任がない状況も想定 (approval)」「支持 (endorsement)」では広 現に灯台事件はそのように裁定 オスマントル どちらの立場を これ コ帝 は 0 大 玉

持とは区別されることを述べている。 (!!) 為として認め のであった。なお彼は、 そこで Crawford が提案した一五条 bis は、 (acknowledges) 国家の採用または認知の行為は、 または採用する 他の条文によっては帰属しない行為が「国家が事後当該行為を自らの行 (adopts) 場合、 明確になされなければならないこと、単なる支援または支 その範囲で当該国家の行為とみなされる」 うも

の行為は、 1 ⅡLCは基本的には Crawford の提案を受け入れた。二〇〇一年に採択された最終草案八条は、「人または 口 1 ル の下で行為したときは当該国家の行為とみなされるものとする」というものである。(※) 当該人または 人の集団が当該行為を実行する際、 事実上国家の指示により、 または国家の指揮も 人の 集団

原案からの大きな変更は、 第一に第一読草案八条りを独立の条文(最終草案九条)としたこと、 第二に原案の

揮及びコントロールの下で」を「指揮もしくはコントロールの下で」という文言に変更したこと、最後に八条のタイ トルを 「国家によって指揮またはコントロールされた行為」に変更したことであろう。

の指示により行為する私人の場合である。 の派遣や外国で特定の任務を遂行させる場合である。 雇用したり教唆したりする場合、すなわち第一読草案八条のコメンタリーで挙げられていたような、 同条コメンタリーによれば、八条のカバーする状況には二つの状況があるという。一つは違法行為実行の際に国家 事実上授権された行為であって、国家の公的機構外で補助者として私人を 隣国への志願兵

ずれかが行為に関係しなければならない)という。 要があることを強調している。「指示」「指揮」「コントロール」は選択的でいずれかが証明されればよい要があることを強調している。「指示」「指揮」「コントロール」は選択的でいずれかが証明されればよい 事実、 事件判決自体は明示的に責任の問題として扱ったにもかかわらず)同事件を国家責任の事例とはみなさない傾向が明 題は各事件における評価 確であるという。また、特定の行為がコントロールの下にあったか否か、コントロールされた行為の帰属の程度の はなくて個人の刑事責任の問題であり、 なった。Tadic 事件上訴裁判部判決はニカラグア事件のアプローチを否定し「全般的コントロール」の概念を採用し た行為が当該活動の不可分の一部である場合」に限られる。コントロールの程度についてはニカラグア事件で問題と る。ILCによると、このような行為が帰属するのは、「国家が特定の活動を指揮またはコントロ コメンタリーの挙げるもう一つの状況は、私人が指揮またはコントロールの下で行為するより一般的な状況であ しかし、ILCによれば、 特に指示、指揮またはコントロールと違反を申し立てられた具体的行為との関係の事実に基づいて行われる必 の問題であるとした。このようにILCは事実上の機関であるか否かの判断は個別事例毎に 両事件は法的問題及び事実状況が異なるという。旧ユーゴ裁判所の任務は国家責任で 争点も国家の責任ではなく人道法の適用法規の問題であったと述べ、(Tadic 1 ル (ただしい 訴えられ

問

家の行為とみなされる」という条文であるが、こちらは八条と異なり、 文言を「認めかつ採用する」と重畳的文言に変更してい さらに I にもかかわらず、 LCは Crawford 案一 国家が当該行為を自らの行為として認めかつ採用する場合、 五条 bis を受け入れ最終草案一一 条として採択した。「前諸条の下で国 原案の「認めまたは採用する」という選 その範囲で国際法上当該国 属

あると述べ、 理の て、 は帰 13 たという。 一条コメンタリーでは、 前 議論においてイスラエル外相はアルゼンチンの非難を否定も肯定もせず、Eichmann 誘拐を 「属しないが事後的な国家による自らの行為としての認知及び採用により帰属すると説明する。 述の灯台事件、 安保理決議一三八はイスラエル政府が少なくとも誘拐の計画に認識し同意していたとの認定を含意して 大使館人質事件のほかに、 この帰属の原則について、 Eichmann 事件を挙げている。 行為 (多くの場合は私人または実体の行為) ILCによれば、 「志願者」 同 ILCは実行とし 事 の 件では、 遂行の の行為で い時点で 安保

ものが必要であるという。 為の事実的存在の認知や行為の言葉による賛意の表明では帰属しないとする。 ILC ★ Crawford の見解を踏襲して、 一一条は帰属に関する規定なので別に違法性の要素が必要である。 自らの行為としての認知及び採用は単なる支援や支持とは異なり、 また認知及び採用は 認知には事実状況の一般的認知以 (他者の違法行為の) 当初の私人の行為が適 また行 責任 Ĺ

てい の引き受けとも異なる。 法であることまたは国際法により規律されていないこともありうる。 LCはこの認知及び採用が大使館人質事件のように明示的に、 る。 LCは認知及び採用を重畳的要件とし、 「認知及び採用の行為は、 それが言葉をとるのであれ行為をとるのであれ、 そしてこの二つの条件の順 または国家の行為から推論されなければならない 序は事態の 通常の順序を意味するとい 明確であい ま V 2 さのない B とし ので T

なくてはならない」という。 (EE)

ニカラグア事件の判示の定式化であろう。しかし、それは判決のいう「実効的コントロール」だけを採用したのでも(ミエ) か否かが問われなければならないであろう。 たのでもなく、いわば両者を折衷して定式化したに過ぎない。まずこのような定式化がニカラグア事件の正確な解釈 ないし、Ago 裁判官の個別意見の判示の核心部分であるとする「命令 以上が Crawford 及びILCの議論である。Crawford による「指揮及びコントロールの下で」という文言の挿入は (指揮) または強制した」という要素を採用し

はコントロール」というフレキシブルな選択的基準への変更が行われたと考えられる。(🖺) ける「失踪」をその例として挙げる委員もいた。そのような理由から、「指示により」に加えて、Crawford の提案す る指揮・コントロールの基準の追加が歓迎されただけでなく、事実上の機関を認める範囲を広げるために「指揮また ILCでは、「事実上の機関」の立証、特に具体的指示の証明が困難であったことが指摘され、ラテンアメリカにお さらに、ILCは「指揮またはコントロール」と選択的な基準に変更したが、明確な根拠があるかどうか疑わしい。

いない集団には指示が必要であるとしていたからであるという。 限定のない)「コントロール」でよいとした点を問題とする。Tadic 事件上訴裁判部判決でさえ、個人及び組織されて 施さなかったことを批判する。さらに彼は、ILCが個人と組織された集団を区別しないまま単なる(つまり程度に施さなかったことを批判する。さらに彼は、ILCが個人と組織された集団を区別しないまま単なる(つまり程度に は「指示」と「指揮」は性質の異なるものではないのではないかと問い、ILCが両者の異同について明確な説明を しかし、指揮とコントロールを選択的基準にしたことは非常に難しい問題を生じることになった。例えば、Dopagne

を示すものとみるので、「指揮」から切り離された「コントロール」は実質を欠くと主張する。「コントロール」は領 最終草案は「コントロール」を独立の基準としたわけだが、Kress は、「指示」及び「指揮」が事実上の機関の本質

は条文にもコメンタリーにも導入されなかったという。 域に対する国家のコントロ ントロ 示」及び「指揮」の概念に含まれている。Tadic 事件上訴裁判部判決の「全般的コントロール」を想定するなら 1 ル」の基準も必要となるが、法律上の機関の関与の具体性を緩和するなどの「全般的コントロール」の要素 ールを意味するものでもないし、事実上の機関に対する国家のコントロ ールはすでに 指

訴裁判部の立場を否定するものである。 のと思われるが、 コントロールの下で行われた活動の一部であればよいとしたのを制限するものである。ニカラグア事件に合わせたも(図) れ集団であれ)特定の行為に関連しなければならないとした点は、Crawford が違法とされる行為が国家の指揮及び さらに、ILCが「指揮またはコントロール」が一般的レベルでは帰属の認定には十分ではなく(対象が個人であ 帰属の認められる範囲を広げようとした趣旨とは両立しない。このILCの立場は Tadic 事件の上

と評している。 と主張する Dopagne は、 の基準と並立することを確認したといえる。ニカラグア事件を含め「具体的指示」が唯 総合的な評価として、 このような定式化は法典化とはいえないと批判し、 ILCは事実上の機関の帰属の根拠としての「コントロー これで現行法の状態は不明確になった シレ の概念が 一の基準として妥当してきた 「指示」や 「指揮」

四 一般的考察

「事実上の機関」の帰属の根拠――授権とコントロール

1

これまで「事実上の機関」についての近年の国際判例とILCの見解をみてきたが、「事実上の帰属」 の根拠を何

に求めるべきであろうか。

機関によって現実に命じられたこと」を基準として挙げ、大使館人質事件が「国家の権限ある機関により特定の活 有する機関もあることから指揮命令関係の存在も本質ではないように思われる。事実上の機関においても帰属の根拠有する機関もあることから指揮命令関係の存在も本質ではないように思われる。事実上の機関においても帰属の根拠 は同じであろう。ILC第一読草案八条コメンタリーが「特定の機能を実施または特定の任務を実行するよう国家の 国家の多様な活動を考えれば、 (機関) 組織体というものは任務の授受によって成り立っているのであり、 からの一定の機能の委任または授権がその実体を当該国家の機関とみなすための条件であると考えられる。 活動の内容は二次的な根拠でしかないし、司法機関や地域的統治体のように自律性を 法律上の機関であれ事実上の機関であれ、 国家

私人が国家に実効的に従属する地位になければならないとしている。 が証明されなければならないとする。ただし彼はニカラグア事件の「実効的コントロール」の表現にみられるように、 定の活動を委任したことすなわち私人に権限を行使して具体的行為の実行を「命令(指揮)または強制した」こと 読草案コメンタリー、 学説においても事実上の機関の帰属の根拠は一般的には一致しているように思われる。例えば、Condorelli は、 大使館人質事件、ニカラグア事件(及び Ago 個別意見)を分析して、国家の機関が私

を実行するよう委任され」たか否かを検討したのも当然のことである。

場合もあるという。 の前提であるという解釈をとるが、他方で定義上私人が法律上の機関に従属していることを要素としない と主張するが、その内容は委任や最終草案の「指示」及び「指揮」(「指揮」は「指示」と異なり法律上の機関への私 人の従属を含意しているとする)を含む概念である。ニカラグア事件で示された「実効的コントロール」 また、Kress は「教唆(instigation)」という語を用い、私人の特定の行為に対する国家の教唆が単一の基準である は「教唆」 「指示」の

が一定の任 Dopagne ≁ 務を具体的に委任されてい 「指示」という言葉を用いるが、 · なければならないとしている。 (②) ILC第一 読草案、 大使館人質事件、ニカラグア事件を検討して私人

らといって、 るが、どのように考えるべきであろうか。 際刑 事 ニカラグア事件の示した「実効的コントロール」や Loizidou 事件欧州人権裁判所判決や Tadic 事件 ·裁判所判決の示した 任務の委任または授権がなければその者を国家の機関であるとはいえないであろう。 「全般的コントロ 単に違法とされる行為を実行した個人が国家のコントロ ル など、 帰属の根拠を 一コントロ 1 ル の概念に求め 1 コントロ ルの 下にある る 旧] 向 ル ユ の位 1 か あ ゴ

置づけについていくつかの仮説が考えられる。

る。^{[30} ない。 命防 務の範囲 おい その前提とされているまたはそれに含意されているということである。これは先に述べた Kress が示唆する解釈であ ることはできない。 コント ても、 衛 たしかに国家はコントロ 一に考えられ П 隊 [内か否かという要件に加えて) が 被用者を請負人 (independent contractor) コントロ ル の基準が参照される必要があるかもしれない。Yeager 事件で米国・イラン請求権裁判所はイランに るのは、 という一種の消極的要件として、 1 ルできなかったことの立証責任を課したが、゛コントロー 定の任務の委任または指示が帰属の根拠であるが、 ールできない実体の行為にまでも責任を負うものとはされない。 存在する。 「指示」「指揮」から単なる「奨励」 から区別するためにコントロ コントロールが事実上の機関の要素であるとされたのかもしれ ルできない 国家と私人の ール (指揮監督関係) や 要請 実体は 間 国内法の使用者責任に 0) 玉 を区別するために 従属関 家の の要件が 機 係 関 0 存 在 革

ない 限り、 しかし、 玉 コントロ |家はたい 1 てい ルの有無を問題にする必要性は乏しい。 の実体をコントロー ルできるのであって、 領域内の私人の行為は国家が当然にコントロ 国家に実力で反抗してい る叛徒のような存在で]

ントロ の程度のコントロールによって私人が国家機関に変質するのかという問いに答えるのは難しい。 きものであるから、私人に対するコントロールと事実上の機関の要件としてのコントロールをどう区別するのか、 いて、米国大使館を占拠している暴徒のイランへの帰属を認定した際、考慮したのはイラン政府の決定であって、 ルの程度は一切考慮されていない。 大使館人質事件にお تلح

であって、 うに思われる。 うか。Tadic 事件上訴裁判部判決が指摘したような、「法的形式性」を度外視することが安易にできるわけではないよ に異なる自律した存在である。この「法的形式性」を覆すためには米国による「実効的コントロール」という高度の コントロ ントロ 、第一読草案二八条、最終草案一七条)の基準であると指摘しているのが参考になる。 Contra は国家ではないけれど 次に、ニカラグア事件は通常の事実上の機関とは異なる特殊な状況を扱ったもので、ゆえに通常では問題となるコ ニカラグアの正統政府と敵対して戦っている叛徒であって、法主体性を持つかどうかはともかく、 ールの有無が問題となったとも考えられる。Ago 裁判官の個別意見でコントロールは他国の行為に対する責任 領域内または軍事占領下で行動する場合には状況が異なると考えるべきであろう(図) ルの存在が必要であり、 ただし、これは帰属の対象となる実体が違法行為を行ったとされる国家の領域外で行動している場合 国際司法裁判所はその証明をニカラグアに要求したと考えることはできないだろ (後述)。 米国とは法的

指示の具体性の要件と事実上の機関の証明

れた特定の行為をイランが具体的に委任または授権したかどうかが検討され、ニカラグア事件において Ago 裁判官 「ある種の特定の任務を実行することを具体的に委任されていた場合」にのみ帰属するとした。このように違法行 次に、委任された指示または任務の具体性という問題がある。 大使館人質事件では国際法違反であると申し立てら

は

ぎ、 ば帰属を認めるという Crawford の立場の方が正しいように思われる。 に関しては、 合でも、 為を具体的に委任したかどうかという基準はILC最終草案においても踏襲された。 その証明はきわめて困難であるように思われる。 付与された任務が一 当該任務に関連して国際義務に反する行為が行われるならば国家に帰属するであろう。 違法と申し立てられた行為が国家の命令した活動の「当然の、 般的であってもそれに関連する限りでは帰属を認めるべきであろうと思われる。 国家の法律上の機関の場合、 不可分のまたは意図され 国家が機関に一 しか このような基準 事実上の 般的 た な内容 部 機 この点 であ 0 は 関 任 0 場 務

行われた場合には、 は、 たは指示に反して行動する可能性に言及している。 は るものではない」と消極的な立場を示した。 帰属するかという議論がある。 明 なお、 公務員でない者に適法な指示を与える際、 確に授権内容に違反したかを問うことによって解決しうるともいう。 これに関連して、事実上の機関が指示に反して行為したいわゆる権限踰越行為の場合にも当該行為 個人が具体的指示を無視したとしてもなお帰属しうるとした。(図) Tadic 事件で上訴裁判部は国家のコントロール下の軍事的集団が国家の指示なしに ILCはいくつかの事例では権限踰越行為が任務に付随的なも 当該指示が国際的に違法な方法で実行されるというリスクは引き受け ILCは最終草案八条のコメンタリーにおいて、 他方で、 国家の実効的 コント 「一般に、 口 1 のかまた が ル 0 玉 下で 玉 家に 家

帰属が指示の具体性を根拠としている限り指示に反する行為までは指示があったとすることはできないことである。(図) 0 趣旨に反することになるという。 条を根拠に挙げて Kress の見解に反論する。 Kress も事実上の機関による権限踰越行為の帰属を否定するが、その理由はこの点に関する実行が存在しないこと、 事 件の 「国家責任は説明責任の現実的概念に基づく」という判示やジュネー すなわち、 彼は帰属を認めないことは権限踰越行為の帰属を認める最終草案八条 国家は機関を選択したことにより自らの指示してい ブ 第 ない行為にも責任 追 加 議定書 Ŧi.

を一般的にしたり〝国際法違反を行わないように〟といった指示を出すことで容易に責任を免れることになるという。 を負うべきである。システマティックまたは繰り返される行為の場合は特にそうである。そうでなければ指示の内容

規兵が作戦遂行中に国家の指示に反して人道法違反の行為を行ったならば当該行為は国家に帰属するであろう。 De Hoogh の見解が正しいであろう。例えば、国家が不正規兵の集団を用いて軍事作戦を実施した場合に当該不正 事実上の機関の帰属の本質とされている指示の具体性を厳格に維持することが合理的でないということを帰

結するのである。

されると述べていた。 完全に証明されなければならないという点にあり、その点はILC草案八条の「証明された」という文言からも確認 違いは、 の程度が重いことが不当ではないかと指摘されてきた。すでに Condorelli は、法律上の機関と事実上の機関の大きな この指示の具体性の問題に関連して、事実上の機関の立証責任が帰属を主張される側に課せられ、 前者が国内法上の機関の地位にあることを確認すればよいのに対して、後者の場合は国家と私人との連関が しかも証明責任

に思われる。 推定され、 の挙証責任を過度に強調したことによって、その後の実行において立証が過度に厳格に要求される弊害を生んだよう も職務の関連性については帰属を主張する側が証明しなければならないが、 たしかに、法律上の機関と事実上の機関の大きな違いは証明責任の差であろう。もちろん、法律上の機関の場合で 事実上の機関の場合の証明事由との間にはかなりの違いがある。しかし、第一読草案八条が事実上の機関 フォーマルな地位にあることから有利に

明はきわめて困難だからである。例えば、外国で拉致された人物の身柄を国の当局が拘束している場合には、 事実上の機関の証明には事実からの推論も認めるべきであろう。 帰属を主張する側には国家の機構内部の事実の証 Ō)

フ海 行われ 実行者の 峡 事 ている場合には、 件 人物や地位を特定できなかったとしても、 0 判示に従って、 国家が領域に排他的コントロールを及ぼしていることから立証はきわめて困難である。 情況証拠などの間接的な立証方法が許されなければならな 帰属を推定すべきであろう。 さらに、 61 違法行為が 国 家 0 領 内で コ ル

らに進んでトル 為のトルコ 責任の集中を定めたジュネーブ第四条約四七条、 ゆえに、 ニカラグア国内で行動する Contra の行為の米国への帰属と、 の帰属では、 コによる占領の事実からほぼ直接にトルコへの帰属を肯定したわけだが、 原告の立証責任の程度が異なるのは当然の結果である。 (図) 二九条などの趣旨に合致するものと評価されてい トル コの 軍事占領下でのTRNC当 もっとも Loizidou 部の学説では 事 件 判 占 領 決 は 0 行

事後の授権及び黙示の授権の可能性

3

示に自らの行為と認めた行為も国家に帰属するとされる。(図) の者に自らの機関の地位を付与したという事実を否認することはできない。この考え方によれば国家が明示または 権利を行使して、 な方法であっても認めるべきであるということになる。そこで通常の事前のかつ明示的な委任または授権以外の方法 て国家に留保された分野である国家の「自己組織権 帰 属 の根拠にある考え方は、 自由に自らを組織し自らの機関である者を指定することができるがしか Condrelli によれば、 国家が主権の属性として及び国内事 (droit à l'auto-organisation)」の概念であるという。 つまり国家の自己組織化の方法は自由なのだからどの 項 L (国家の 行使の結果である 体制選択: 国家はこ 定

定式化された。 後 0 授権による帰属については、 これには学説におい て批判がある。 Crawfordの提案に基づきILC最終草案一一条においてこれを認め 有力な批判は Crawford やILCが根拠として挙げる判 る 例 原 実行 則 が

ありうるか否かを検討する必要がある。

が真に事後の帰属を認めるものではないというものである。大使館人質事件判決は大使館占拠を継続する政策のイラ(宮) 法裁判所はイランの公的宣言に遡及効を与えなかったのである。灯台事件も事後の採用による遡及的帰属を認めたも(蛍) のかどうかは不明であり、 ン政府による採用によって暴徒の行為がイランに帰属するとしたが、それは採用後の行為に関してであって、 責任の引き受けの事例であるという解釈もある。 国際司

奨励または主権侵害行為からの利得を理由に米国への帰属を主張する学説がある。(※) 力下に置くような場合は、 財産を政府が保持してそこから利得している場合や、私人による誘拐に対し報酬を支払い被誘拐者の身柄を自らの権(ધ) であるが遡及的に帰属を認める余地はあるのではないだろうか。例えば、 われるいわゆる 法で行為するかは自由なのであるから、当初は帰属しない行為であっても、 な「加担理論」 る言明、 般的承認ではなく)により自らの行為として採用する意図が明瞭であれば、採用後はもちろん、きわめて例外的に 事後の帰属 そもそも行為の時点で国家の行為でなかったものを国家の宣言によって国家の行為として認めるのは、 種のフィクションであってありえないことであるとの批判がある。Dopagne は、 (少なくとも遡及的な帰属) の復活であり、 〝賞金稼ぎ(bounty hunters)〟が外国領域で行う誘拐行為について、 私人の行為を利用して自らの行為として採用したといえるのではないだろうか。(※) 私人の行為は国家に帰属しないという原則を崩すものであるとの批判を加えている。(単) は実行において確立しているわけではない。しかし、 財産の没収が私人によって行われたがその 事後の国家の行動(単なる支持や事実の 米国の公的承認もしくは授権 最終草案一一条は伝統 国家はどのような方 事実に反す 米国で行

示的に行われなければならないであろう。 国家による他国の裁判所における主権的行為を理由とする裁判権免除の主張である。 次に黙示の授権による帰属の可能性である。Condorelli が黙示に自らの行為と認めたことになるとして挙げる例は、 事実上の機関の場合は特にそうであろう。 委任または授権はその性質上明

れ、 ジュラス公務員の関与があることを前提としているが。 黙認している場合に領域国に帰属する可能性である。 の下で行われたことを認定した。この認定で注目されるのは、 容認されたこと、 失踪の実行に有効な対応をとらなかったことなどを認定し、失踪の実行がホンジュラス公務員により実行され 事件判決 (一九八九年) ことに反対しない限りイランの機関であることが推定されるとした。 失踪の実行者がホンジュラス軍と結びつきを持つ者または軍の指揮下にある者であること、 Yeager事件はすでにみたように、 請求者がその救済を申し立てている人物が当該実行の枠内でホンジュラス公務員の手でまたは黙認 では、 様々な証拠及び証言を検討して、 革命防衛隊が統治権能を実行していることをイラン政 もっともこの認定は、 失踪が繰り返し行われてい ホンジュラス国内で失踪がシステマティックに行わ また、 私人が失踪を行ってい 米州人権裁判所の る場合に、 Velásquez ホンジュラス政 るのではなくホ 府が了 それを Rodríguez 領 知しその 域 玉

ては、 たは か否か 現実に促進または奨励することが必要であるという立場をとった。 Kress Ŏ) 組 事 織 奨励が必要であり、 実からは推論されえないというものであった。(畑) が議論となった。 「の政策」 (規程七条二項(()) に関して、 攻撃を奨励することを意図した意図的不作為(abstention が紹介している国際刑事裁判所規程起草の際の議論も興味深い。 それは国家または組織の現実の行動により表明されなければならないが、 部の代表は不作為の場合も含むと主張したのに対し、 準備委員会では、 それが個人の行う犯罪行為の国家による容認 délibérée) 委員会の下した結論は、 人道に対する罪の要素としての の形式をとりうる。 大多数の代表は国家が私人の 原則として現実の ただし、 例外的状況にお 単なる不作 玉 犯罪を 促 も含む 家また 進ま

が 意図的に行動を差し控え、 これらの 議 論から考えると、単なる不作為や黙認では私人の行為は国家に帰属しえないということになろう。 私人の行為を容認する政策を採用していることが国家の現実の行為 (情況証 拠 から 玉 推

論されなければならない、または行為の実行者が公務員と密接な関係を持つ者であるといった状況でなければならな いということであろう。 明示的宣言だけでなく国家の行為からの推論も認められる-事後の帰属に関する「自らの行為として」認知し採用したという基準、そしてその証明方法 が黙示の帰属の場合にも妥当するように思われ

4 国際テロリズムと「事実上の機関」

る。

トしておきたい。 に関連してテロ支援国家の国家責任が問題となった。本稿ではこの問題について本稿の目的に関係する限りでコメン り最近では二○○一年九月一一日の米国での同時多発テロ事件後の米英軍によるアフガニスタンの Taliban 政権攻撃 ムを支援ないしかくまう国家に対する軍事行動に関してである。かつては米国によるリビア爆撃(一九八六年)、よ 内戦への外国軍の介入の問題と並んで「事実上の機関」の問題が登場するもう一つの重要な文脈は、国際テロリズ

侵略の定義に関する国連総会決議三三一四の三条頃に規定する事態であった。 る主張に対して、武力行使には他国の反政府勢力に対する軍事支援のようなものと「武力攻撃」のような重大な形態 当化することはできない。自衛として正当化するためにはテロ行為が国連憲章五一条で自衛の発動要件とされる「武 のものがあり、 力攻撃」に該当しなくてはならない。ニカラグア事件判決では、米国のニカラグア攻撃を集団的自衛として正当化す テロ行為に対して支援または庇護を与えている国家に対する軍事攻撃は現在の国際法では自衛権に基づいてしか正(図) 後者のみが自衛を正当化しうるとした。そして判決が「武力攻撃」に該当する例として参照したのが

侵略の定義に関する決議三条gは「先に列挙した諸行為に相当する重大性を有する軍事力による行為を他国に対し

ど、三条⑷から⑴に列挙された諸行為に相当する重大性を持つかどうかが問題になる。この問題がクリアされた上で、 る実質的関与」を侵略行為としている。まず、テロ行為が「先に列挙した諸行為」すなわち領域へ て実行する武装部隊、 に対する国家の支援が 集団、 「実質的関与」に該当するかの認定が必要となる。 不正規兵もしくは傭兵の国家によるもしくは国家に代わっての派遣、 の侵入や砲爆撃な またはそれに対す

事件における国際的武力紛争の認定と同様に、 の国家責任法の規則の参照によって解釈するというのが妥当な解釈方法である。 などの事後の慣行及び決議の準備作業の参照により判断すべきであろう。Loizidou 事件での欧州人権条約一条や Tadic これを直接国家責任の帰属の問題として論じる学説もあるが、まず一次規則としての三条宮の文言の解。 一次規則の内容だけでは明確にできない場合に初めて一般原則として 安保理

いというのが一つの考え方であろう。(55) 玉 家が管轄または管理下の事態を防止するため相当の注意を払わなかった場合も含め直接帰属しない場合は該当しな かりに国家責任の帰属の原則を適用する場合、 事実上の機関として国家に帰属する場合が「実質的関与」に該当し、

れてい ある。Corten 及び Dubuisson は Taliban 政権がテロ組織 Al-Qaeda に実効的コントロールを及ぼしていたことは(⑸ 在しないという。 かりに適用したとしても新ユーゴ当局がセルビア人勢力部隊の指揮に直接関与していたのと同様の事情は本件には存 (権は同時多発テロには何らの言及もしていないという。 テロ支援国へのテロ行為の帰属を論じる学説はニカラグア事件の「実効的コントロール」 Tadic 事件上訴裁判部判決が判示した「全般的コントロール」 また、 大使館人質事件では単なる称揚は暴徒の行為をイランに帰属せしめないとしたが、 の基準については否定的である の基準を適用する傾向 証 が、 明さ

Jinks も実効的コントロ 1 ルの基準から出発する。 しか Ľ この基準は Tadic 事件判決によっ て緩められ たが、 重

主張に対する国際社会の支持を通して認められたという。(※) 政権が Al-Qaeda をかくまい支援した(harbored and supported)ことが帰属の認定に十分であることが米国の自衛権の さらに、九月一一日後の集団的対応が示すのは帰属の基準の実質的緩和であって、米国政府が主張するように、Taliban 要なのは私的アクターに対する単なる支持や奨励ではなく指揮またはコントロールがなければならないことである。

タン領域内にある状況とは事案が異なるので適用されないと考えるべきであろう。 (®) 用が許されると解さなければならない。まして実効的コントロールのような厳しい基準は、主たる基地がアフガニス が証明されなければならない。ただし、特定のテロ行為に対する授権である必要はない。さらに、Al-Qeada は Taliban 政権の実効支配する地域内に基地を有しているので、両者の関係については情況証拠のような間接的な証明方法の援 すでに述べたように、事実上の機関の本質は国家による授権、委任または指示であるから、そのような授権の存在

なる不作為からはそれは認められず、自身の政策として採用したことを推論させるような国家の現実の言明や行為が ず、Taliban 政権が何らの措置もとらなかったことは、同政権が黙認していると認定される余地はある。しかし、単 存在しなければならないであろう。米英両国の言明からはそのような証拠さえも示されていないように思われる。 などで Bin Laden の引き渡しやテロリストへの避難場所・訓練基地の提供をやめることを求めているにもかかわら また、Al-Qaeda が繰り返し米国に対するテロを実行しており、国連安全保障理事会も決議一二一四(一九九八年)

結論に代えて

本稿では「事実上の機関」に関するILCの当初の立場が、近年の国際判例の影響を受けてどのように変化したか

をフォ 要求されてきた。 することができる ような 口 1 してきた。 「実効的コントロー Loizidou (特に Tadic 事件判決はコントロ 事実上 事件判決や Tadic 事件判決は、 一の機関につ ル といった厳格な基準と被害国側がそれらを完全に立証しなけ いては、 、違法行為の具体的指示 ールの程度は事案の状況に応じて柔軟に設定できるとした)。 事実上の機関の基準を緩和 や単なる財政 しようとする 以や兵站の ればならないことが の支援では 傾 向 0) 現 れと みたされ 価

案の トロ ならない。 は不明確である。 出すことは適切ではない。 人など非国家行為体の行為へのコントロ 機構に属してない者までも事実上の機関と認定することは避けなければならない。 ,実上の機関 1 国家の指揮及びコントロ ル が帰属 証明の の基準を高く設定することで、 事実上の機関は国家 の 一 困難さは指示の具体性の緩和や情況証拠の採用によって克服すべきである。 般的基準となってしまったことには賛成できな しかし、事実上の機関の範囲を広げようとするあまり、 1 ルの下で」を「指揮もしくはコントロ (正確には国家の法律上の機関) ルル の欠如に責任を負うのであ 国家が事 実上の機関を用いて国際法違反の責任を回避する流 0 から ŋ, 1 ルの下で」 国家は領域の の一定の指示に基づいて判定しなけれ 両者の支配がどのように区別されるの 事実におい 特に、 に変更した結果、 排他的支配の結果とし ILC最終草案八 て国家(正 単なる 確には れを作 、条が て、 「コン 政 府 私 ば か 原

いる。 る。 (61) して、 こで区別し、 事実上の機関」 玉 |際法主体性の概念を拡大して非国家行為体に及ぼすのか、 異なる責任の方式の間でどのように役割分担をするかという問題にい の問題は、 国家が直接責任を負う範囲と「相当の注意」 国家の帰属を拡大するのかの問題であると評し の欠如により国家が責任を負う範 た(6) Dupuy & Tadic 事件に 进 をど

の社会の公的領域 は公的領域と私的領域 の拡大と私的領域 0 区 別 \mathcal{O} 問題であるから、 の縮小をもたらすことになる。(22) 国家の帰属の拡大による責任の 何も事実上の機関 拡大は、 0) 範囲を拡大しなけ 国]際法 の介入

よる各国

帰

属

0

範

囲

四九

為との区別という従来の枠組にとどまったと解すべきであり、またそのように運用されていくべきものであろう。(®) Cの最終草案も、「事実上の機関」を正当に評価するための基準の緩和はあったものの、国家機関の行為と私人の行 帰属の範囲を認め れば国家による有効な規制が期待しえないというわけではない。各国がその「自己組織権」を行使した範囲に正確に 「説明責任」を課せばよいのであって、それ以上に帰属を認める必要はないように思われる。 I L

- $\widehat{\underline{1}}$ わけではないので、本稿では「事実上の機関」で統一する。ILC草案の第二読の特別報告者 Crawford は「機関(organs)」と「人 「事実上の公務員(de facto agent または de facto official)」という語もあるが、学説では機関と公務員の語は厳密に区別されている (agents, 公務員)」を区別し、 「帰属」概念に関する考察」『香川大学法学部創設二十周年記念論文集』(二〇〇三年)三三四頁注(19)参照。 前者をフォーマルな機関、後者を事実上の機関の意味で用いたが、これについては、 拙稿「国際法上
- 2 Crawford, The International Law Commission's Articles of State Responsibility (2002) United Nations, Official Records of the General Assembly, 56th session, supplement no. 10(A/56/10)(2001), p. 43, reprinted in J.
- (3) ILC最終草案二条。
- (4) 拙稿·前掲三〇六頁参照。
- 5 案は三条で国際違法行為の認定は国際法によって行われることを明確にしつつ、帰属における国内法の役割を草案四条二項に残し Crawford の議論については、J. Crawford, First Report on State Responsibility, U. N. Doc., A/CN. 4/490/Add. 5(1998), pp. 8-9, para なお、参照、 山田中正「国連国際法委員会第五〇会期の審議概要」国際法外交雑誌九七巻六号(一九九九年)五五頁。最終草
- 6 l'Academie de droit international de la Haye (hereinafter Recueil des cours), vol. 189 (1984-VI), p. 28 L. Condorelli, L'imputation à l'Etat d'un fait internationalement illicite : solutions classiques et nouvelles tendances, Recueil des cours de
- (下) W. Riphagen, Seventh Report on State Responsibility, ILC Yearbook, 1986, vol. 2, part 1, p. 11, para. 6. G. Townsend, State Responsibility for Acts of De Facto Agents, Arizona Journal of International and Comparative Law, vol. 14 (1997), p. 例の多くが、誘拐、諜報活動、破壊工作、テロ行為などであることも、国家のこのような傾向を物語るといえるかもしれない。Cf 「事実上の機関」に関する事

- 8 的構造の中で事実上国家機関として作用する個人または実体のいかなる分類も与えないかまたは不正確な分類を与える状況にお て」国際法が「補完的役割」を果たすと述べている。Statement of the Chairman of the Drafting Committee, B. Simma(1998) 最終草案の起草委員会の議長であった Simma は、 通常の帰属の場合は国内法が「重要な役割」を果たすが、 「国内法が国家の有機
- 9 Condorelli, L'imputation, p. 71.
- 10 実体が政府に責任を負う程度であろう」と述べている。Commentary to Article 5, A/56/10, p. 94, para. 6. を認め、「特に重要なのは、権限の内容だけでなく、権限が実体に付与された方法、 五条及び九条)。しかし、五条自体は ILC草案のいくつかの条文には「統治権能 「統治権能」の内容を定義しておらず、 (governmental authority) の要素を行使する」ことへの言及がある ILC自身もそれが社会の歴史や伝統に依存すること 権限が行使される目的及び権限の行使について (例えば最終草案
- 11 H. Dipla, La responsabilité de l'Etat pour violation des droits de l'homme. Problems d'imputation (1994), p. 67
- 12 Crawford, First Report, A/CN. 4/490/Add. 5 p. 23, para. 217.
- 13 治之・香西茂編『国際社会の法構造・その歴史と現状』(東信堂、二〇〇三年)二六一頁。 すでにこの問題を取り扱ったものとして、薬師寺公夫「国際法委員会 「国家責任条文」における私人行為の国家への)帰属
- 14 関するもので、 国家の行為とみなされる」。R. Ago, Third Report on State Responsibility, *ILC Yearbook*, 1971, vol. 2, part 1, p. 267, para. 197 法秩序の下で、公式に国家の機関または国家から分離した公的組織の地位を持たない人または人の集団の行為もまた、 ILC Yearbook, 1974, vol. 2, part 1, p. 283, paras. 2-3. なお、 Ago の原案では本来の「事実上の機関」に含められていたのを独立させたものである。Ago 案八条は、 八条のは国の当局が不在の場合に統治権能を行使した私人の行為に 国際法上当該 国家の国内
- 15 私人に委託する例が挙げられていた。Ago, Third Report, p. 263, para. 190 ILC Yearbook, 1974, vol. 2, part 1, p. 283, para. 2. なお、 Agoの報告書では、 公共交通、 郵便業務、 衛生業務、 自動車の運転など
- 16 ILC Yearbook, 1974, vol. 2, part 1, p. 284, paras. 4-5.
- 17 18 Reports of International Arbitral Awards (hereinafter RIAA), vol. 6. p. 160.
- Ibid., vol. 4, p. 265
- , vol. 8, pp. 84 and 225

19

20 Ago, Third Report, p. 265, para. 193

- ($\overline{2}$) *Ibid.*; Townsend, *op. cit.*, p. 669.
- たという。Ago, Third Report, p. 265, para. 193 れば、両国間には、イタリア政府との合意により行動していることが立証されたならばイタリアが責任を負うことで見解の一致があっ それに協働して行為する者により行われたもので、当該誘拐は国際法違反であると主張したが、イタリア政府は否定した。Ago によ イタリア国内に連行され、その地でイタリア警察により逮捕された事件である。スイス政府は、誘拐がイタリア警察の公務員または この事件は、スイス国内に在住するイタリア人 Rossi が一九二八年にイタリア警察との「合意により行動する」者により誘拐され
- 23 イスに返還し、スイス政府が Jabob を逮捕することで解決した(ドイツの関与を示す証拠が多数存在したことがその理由とみられて ツ当局の協力の下で行われたと抗議し、両国間でこの紛争を仲裁に付託する協定が締結された。しかし、ドイツが Jacob の身柄をス ポに雇用されたと思われる者により誘拐され、ドイツ国境で待ち受けていたドイツ当局に逮捕された事件である。スイス政府はドイ S №)° *Ibid*.; Townsend, *op. cit.*, p. 668 一九三五年に、スイス国内に在住するドイツ人ジャーナリストでスイスに亡命していた Jacob がゲシュタポの一員またはゲシュタ
- るとの主張が行われたという。Ibid., p. 284, para. 6. Cf. Ago, Third Report, p. 266, para. 194. おいて、そのような行為が起きた国においてこれらマス・メディアが政府によりコントロールされていることを理由として責任があ ILC Yearbook, 1974, vol. 2, part 1, p. 284, para. 5. さらにILCは、新聞その他マス・メディアの行為により紛争が生じた事例に
- 25 家が責任を負う場合に該当しうることを認めている。 ILC Yearbook, 1974, vol. 2, part 1, pp. 284-285, para. 8. ただし、ILCは、立証できなかったとしても、私人の行為に関して国
- Federal Republic of Yugoslavia, British Yearbook of International Law (hereinafter BYIL), 2001, p. 277. développements récents, Revue générale de droit international public (hereinafter RGDIP), vol. 105 (2001), p. 101; A. J. J. De Hoogh Articles 4 and 8 of the 2001 ILC Articles on State Responsibility, the Tadic Case and Attribution of Acts of Bosnian Serb Authorities to the Kress, L'organe de facto en droit international public, réflexitons sur l'imputation à l'Etat de l'acte d'un particulier à la lumière des I. Brownlie, System of the Law of Nations: State Responsibility, part 1 (1983), p. 164; Condorelli, L'imputation, pp. 54 and 101; C.
- 立させて八条心としたため生じたものと思われる。 Kress, op. cit., p. 101. 2ntd. Ago 案を修正した際、Ago 案八条(第一読草案八条⑷)に含まれていた「緊急時の公務員」 を独
- (1) ILC Yearbook, 1980, vol. 2, part 1, p. 92, para. 36

33

- 29 Seventh Report, pp. 10-11, paras. 5 and 8-9 具体的には、 私人の行為は国家に帰属しないとする条文(第一 読草案一一条) の但書として規定することを提案した。Riphagen
- 30 箇所は前述した Riphagen の修正案の元になったと想像されるが、また後述のニカラグア事件や Tadic 事件で問題となった外国によ 国家によって授権され ことを止める。当該集団は国家と協調し(in concert with)かつその教唆により(at the instigation)行為する形態となり、そして当該 戦の目的で自らの軍隊のそれに恊働させる(co-ordinate)ことなどが知られる場合には、当該集団は国際法の観点からは個人である 述べる。「当該政府が当該集団の組織化を奨励し及び促進しさえし、財政的援助、 であるが、集団と国家とのより密接な関係により「事実上の機関」とみなされることによる責任の原因も存在するとして次のように の行為に対する監視などの欠如により、または領域内で外国への攻撃を目的とする準備活動を容認しない特別の義務から生じる責任 る武装集団への支援の状況にILCがどのように考えていたかを読み取ることができる。 pp. 79-80, para. 32. ILCは、 私人の行為に関する第一読草案一一条のコメンタリーで、 ここでは「恊働」「教唆」だけでなく、 (authorized) 及び委託すらされた (entrusted) 任務 (missions) を実行するのである」。ILC Yearbook, 1975, 「授権」「委託」というキーワードが示されている点で興味深い。この (自国) 領域内で活動する集団の行為に関する責任は、 訓練及び武器を供与し、集団の活動をありうる作
- (云) ICJ Reports, 1980, pp. 29-33, paras. 57-68
- (32) Condorelli, L'imputation, pp. 94-95.

ICJ Reports, 1980, p. 29, para. 58

- (3) *Ibid.*, pp. 34-35, paras. 73-74.
- (5) Condorelli, L'imputation, p. 102.
- (%) ICI Reports, 1986, pp. 45-51, paras. 75-86.
- (%) *Ibid*., p. 62, para. 109.
- (%) *Ibid*., pp. 64–65, para. 115.
-) *Ibid.*, pp. 53-65, paras. 93-116.

39

- (4) *Ibid.*, p. 114, para. 220
- 41 定という点で大使館人質事件と類似しており、 ほかに、Ago 裁判官は、本件は、実体の行為の帰属の否定と帰属しない実体の行為に関連しての国家機関の行為による責任の認 同事件を引用すべきであったと述べている。 Ibid., pp. 187-190, paras. 14-19

- 42 別の〝コントロールを行使しなかったからなのかは不明であると述べている。 いからなのか、それとも、一般的コントロールのゆえに Contra は事実上の機関の資格を持つが、違反の申し立てられた作戦に〝特 お、Verhoeven は、裁判所の結論は、米国による「一般的コントロール」の事実にもかかわらず Contra が米国の機関の資格を持たな 例々ば、J. Verhoeven, Le droit, le juge et la violance. Les arrêts Nicaragua c. Etats-Unis, RGDIP, vol. 91 (1987), pp. 1230-1231.
- 43 les articles sur la responsabilité de l'Etat pour fait internationalement illicite, Revue belge de droit international, vol. 34 (2001), pp. 497-498 なお後述の Tadic 事件上訴裁判部判決もこのような立場をとる。 Condorelli, L'imputation, p. 101; F. Dopagne, La responsabilité de l'Etat du fait des particuliers: les causes d'imputation revisitées pau
- (\(\preceq\)) Crawford, First Report, A/CN. 4/490/Add. 5, p. 18, para. 203
- 民) への残虐行為に米国は責任を負うと主張するものとして、F. A. Boyle, Determining U. S. Responsibility for Contra Operations under この裁判所の認定を批判し、米国(CIA)の Contra に対する「作戦上のコントロール」が存在し、Contra のニカラグア市民
- $\widehat{46}$ International Law, American Journal of International Law (hereinafter AJIL), vol. 81 (1987), p. 86 革命の進行とともに、旧政権を支えているとされた米国に対する反対感情が高揚し、米国人に対する危害が跡を断たず、一九七
- Tribunal, Recueil des cours, vol. 224(1990-V), p. 268. なお、米国は請求権裁判所での追放に関する事件の中で、米国人の集団追放 ILR), vol. 82 (1990), p. 158, para. 27; Yeager v. Iran, ibid., pp. 187-188, para. 24; Rankin v. Iran (1987), ibid., p. 210, paras. 11-12 の違法性は個々の事件の状況に照らして判断しなければならないとした。Short v. Iran, reprinted in International Law Reports (hereinaften が違法でありイランは責任を負うとの請求を提起したが、裁判所はそのような一般化は裁判所の司法機能に反するとして退け、追放 八年一一月から翌年二月までの間に約四万人の米国人が国外退去を余儀なくされた。C. N. Brower, The Iran-United
- 判所は米国人の追放は Khomeini 師及びその支持者の作為または不作為のゆえになされたという 「覆しうる推定」 を採用すべきであっ をもたらしたのであること、 たことを主張している。Ibid., p. 162. 本件と同様の理由で請求を否定した事件として、Rankin v. Iran, ibid., p. 204 Short v. Iran, pp. 159-162, paras. 28-35. Brower 裁判官の反対意見があり、Khomeini 師の声明が米国人に対する危害や集団的追放 革命運動の場合は国家と異なり支持者の行動も帰属すること、請求者に挙証責任を課すのではなく、裁
- $\widehat{48}$ から革命防衛隊が治安維持のため Hilton Hotel をコントロール下に置いていたことから、請求者の主張を認めた。 Yeagerの家主が彼らを革命防衛隊と説明したこと、彼らが独自の腕章を着用していたこと、報道によれば連行の前日
-) Yeager v. Iran, pp. 191-195, paras. 35-46.

- (5) *Ibid.*, p. 200, paras. 61–63
- 51 Arthur Young & Co. v. Iran et al., Iran-United States Claims Tribunal Reports, vol. 17,

, p. 245.

- (5) Hilt v. Iran et al., ibid., vol. 18, p. 154.
- (\mathfrak{S}) William Pereira Associates, Iran v. Iran, ibid., vol. 5, p. 198
- 54 ibid., vol. 24, p. 203; Pointon v. Iran (1991), ibid., vol. 24, p. 227. るとして請求を否定した判決として、AHFI Planning Associates, Inc. v. Iran et al.(1986), ibid., vol. 11, p. 168; Schott v. Iran (1990) テルに駐在する革命防衛隊が自動車を没収したことを当然に導くものではないと批判する。Ibid., p. 268. れた請求者の自動車の没収について、 vol. 14, p. 223. (1988), *ibid*., vol. 18, 責任を肯定したものとして、Computer Sciences Corp. v. Iran et al. (1986), ibid., vol. 10, p. 269; Sola Tiles, Inc. v. Iran (1988), ibid., 特殊なケースは、Daley 対イラン事件である。一九七九年二月一九日に Hilton Hotel で制服を着用した者による行わ p. 232. これに対して、Noori 裁判官の意見は、Hilton Hotel に対するイランのコントロールの事実は、 政府の同ホテルに対する実効的コントロールの事実からイランの責任を導いた。Daley v. Iran 他方、証明が不十分であ 同ホ
- 55 Iran-United States Claims Tribunal: Its Contribution to the Law of State Responsibility (1998), pp. 139-140 D. D. Caron, The Basis of Responsibility: Attribution and Other Trans-Substantive Rules, in R. B. Lillich and D. B. Magraw (eds.), The
- 56 詳細は、G. H. Aldrich, The Jurisprudence of the Iran-United States Claims Tribunal (1996), p. 204
- (云) Schering Corp. v. Iran, Iran-United States Claims Tribunal Reports, vol. 5, p. 361
- (5) Eastman Kodak v. Iran, ibid., vol. 17, p. 153.
- 59 る見解として、 裁判所は「革命運動」に対する帰属を国家に対する帰属と同様に扱っていると分析した上でこのような立場の妥当性を疑問 Caron, op. cit., p. 147. 視
- 60 Aldrich, op. cit., p. 471; Townsend, op. cit., p. 659; Caron, op. cit., pp. 137 and 148
- 61 505. Crawford はそれぞれの条文で例として参照している。 事実上の機関とみるものとして、Kress, op. cit., p. 111. 第一読草案八条()を適用したものとみる見解として、Dopagne, op. cit., この事件での革命防衛隊は法律上の機関でもあるとするものに、 Crawford, First Report, A/CN. 4/490/Add. 5, De Hoogh, op. cit., p. 271. pp. 20 and 24, paras. 209 and
- 62 定したコルフ海峡事件判決との類似性を指摘する。Townsend, *op. cit.*, p. 651. むしろ私人の行為に対する責任と結びつける考え方もある。Townsend は違法行為を了知しながら行為しなかったことに責任を認

- 63 Reprinted in Loizidou v. Turkey (Preliminary Objections), Publications of the European Court of Human Rights (hereinafter ECHR), series A vol. 310, p. 45 を行使するトルコ軍の存在によるとしていずれも帰属を肯定したが、どちらも欧州人権条約上の権利の侵害にあたらないとした。 委員会は、Loizidou の逮捕及び拘禁がトルコ兵によるものであり、地所へのアクセスの侵害がキプロス北部に全般的コントロール
- (64) *Ibid*.
- (5) Loizidou v. Turkey (Merits), reprinted in ILR, vol. 108, pp. 463-467, paras. 49-57
- 66 ている。例えば、Pettiti 裁判官は裁判所は独自にTRNCの地位及び責任を認定すべきであったと述べた。Ibid., p. 479. 裁判所がTRNCの地位及び樹立の合法性について判断を回避してトルコにのみ責任を負わせた点は反対意見によって批判され Bernhardt
- (67) 拙稿·前掲三一九頁。

裁判官の意見については注(71)参照。

- 68 TRNCへのコントロールの有無に関係なく帰属が認められるとしていたことにも留意しなければならない。 請求者の主張はTRNCがトルコの「地域的統治体」であると裁判所に認定させることが一つの目的であろうが、トルコによる
- 69 Loizidou, Rivista di diritto internazionale, vol. 81 (1998), p. 1073 De Hoogh, op. cit., pp. 273-274; M. C. Vitucci, Atti della Repubblica turca di Cipro del nord e responsabilità della Turchia: Il caso
- (\varphi) Kress, op. cit., p. 109.
- 72 占領が違法であるとの想定にのみ基づいて北キプロスで起きたことのすべてが違法であると判断しているが、現在の状況は統一交渉 の失敗など様々なファクターの結果であり、裁判所のように判断することはできないと述べている。Loizidou v. Turkey(Merits), p. 471 Crawford, First Report, A/CN. 4/490/Add. 5, p. 21, para. 211. ほかに、裁判所の認定は、北キプロスの実効的支配を確立している Bernhardt 裁判官の反対意見(Rocha 裁判官が同調)は、状況からしてトルコのみに責任があるわけではなく、裁判所はトルコの
- la Cour européenne des droits de l'homme. Quelques observations, RGDIP, vol. 102 (1998), pp. 140-141 のはTRNCではなくトルコであるという国家性に関する認定であるとみる見解がある。G. Cohen-Jonathan,L'affaire Loizidou devan
- 73 コントロールの行使すなわちTRNCの政策への形成または関与なのか)を明らかにしなかったし、全般的コントロールの法的根拠 及び趣旨を明確にしていないと批判している。Kress, op. cit., p. 108 裁判所は全般的コントロールの内容(コントロールの権力すなわちTRNCの政策へのコントロールなのか、 それとも

レベル以上のものではなかったと認定している。

- (4) De Hoogh, op. cit., pp. 272–273
- 75 76 例えば、 ICJ Reports, 1949, 宮崎繁樹「許容性決定に関する概観」『国際人権規約先例集-規約人権委員会精選決定集第2集』(東信堂、 , p. 18.

一九九五年

- 78 77 hellénique de droit international, vol. 50 (1997), pp. 24-26. Cf. B. Rudolf, Loizidou v. Turkey, AJIL, vol. 91 (1997), p. 532 H. Dipla, Responsabilité de l'état et droits de l'homme: l'arrêt de la Cour de Strasbourg en l'affaire Loizidou c. Turquie, Revue 本事件の管轄権判決は、ジュネーブ諸条約共通三条や同第二追加議定書など内戦に適用される国際人道法に違反する行為を行っ
- No. IT-94-1-AR72 (1995), reprinted in *International Legal Materials* (hereinafter ILM), vol. 35, p. 62, para. 96. なお、この問題につい 号(一九九八年)一六一頁。 ては、樋口一彦「内戦に適用される国際人道法の違反に対する処罰(一)(二・完)」琉大法学五八号(一九九七年)二〇三頁・五九 た個人の国際刑事責任(戦争犯罪)が慣習法上確立しているとした。Prosecutor v. Tadic(Jurisdiction),ICTY(Appeals Chamber) Case
- (2) Prosecutor v. Tadic (Jurisdiction), p. 57, para. 77.
- 80 的及び政治的目的を持っていたのでコントロールの必要はなかった、兵站補給や将校の補完はあったが両者の関係は一般的な協働の なお、裁判部は、新ユーゴと Republika Srpska は大セルビアの創設、クロアチアの Krajina 地方への補給路確保という共通の軍事
- 81 Prosecutor v. Tadic (Trial Judgement), ICTY (Trial Chamber II) Case No. IT-94-1-T (1997), reprinted in ILM, vol. 36, pp. 924-933
- 82 ことを強調し、占領軍は責任を回避するため傀儡政権を樹立することがありフォーマルな基準に依るべきではないと述べている。 Nicaragua's Fallout, AJIL, vol. 92(1998), p. 236 *Ibid*., p. 970. この反対意見に全面的に賛成するものとして、T. Meron, Classification of Armed Conflict in the Former Yugoslavia また、裁判官は、 本件は個人の刑事責任の決定が問題となっているのであって、国家責任の帰属が問題となっているのでは
- (S) Prosecutor v. Tadic (Appeal Judgement), ICTY (Appeals Chamber), Case No. IT-94-1-A (1999), reprinted in ILM, vol. 38, 1534, paras. 68-74 pp. 1533
- (3) *Ibid.*, pp. 1535–1549, paras. 80–162

- 85 及びニカラグア事件(Contraの行為に関する認定)は、基地の供与や経済的及び軍事的支援では援助国の責任はないとしたという。 組織的及び兵站の相互関係から、セルビア人勢力が新ユーゴに代わって行為したと認定した。他方、民族解放運動に関する国家実行 為の命令の有無を検討せずに、新ユーゴによるボスニア・セルビア人軍への財政支援、組織化、装備供与及び両者の間の緊密な人的、 また、裁判部はドイツのデュッセルドルフ上級地方裁判所の Jorgic 事件判決(一九九七年)を参照している。同事件では、具体的 裁判部は Stephens 事件、Yeager 事件、Loizidou 事件を参照して、いずれの事件にも具体的指示の有無は検討されていないとする。
- 86 大使館人質事件、ニカラグア事件(UCLA sの行為に関する認定)、Short 事件を参照している。Ibid., p. 1544, paras. 133-135

lbid., pp. 1542–1544, paras. 125–130

- るとらう。Ibid., pp. 1545-1546, paras. 141-145 隊の枠組の中でもしくは関係してまたは国家当局と共謀して行為する場合、私人の行為は国家に帰属し当該私人は刑事責任を問われ 国家の指示の有無に関係なく、国家の機構の中での現実の行為により個人が国家機関と同定される場合があるという。私人が軍
- 88 年から九五年まで新ユーゴがセルビア人勢力をコントロールしていた事実の事後の確認であるとした。このような事実認定に対する 批判として、M. Sassòli and L. M. Olson, The judgment of the ICTY Appeals Chamber on the merits in the Tadic case. New horizons for 年のデイトン・パリ協定の締結の際の事情である。代表団は新ユーゴ三人、Republika Srpska 三人の計六人で構成され、代表団の決 international humanitarian and criminal law?, Revue internationale de la Croix-Rouge, vol. 82, no. 839 (2002), p. 741 名し、その後も新ユーゴは Republika Srpska の協定遵守を確保することを誓約したなどの事情である。裁判部はこのことが一九九一 定が可否同数の場合は新ユーゴの Milosevic 大統領が決定票を投じることになっていた。また、一般枠組協定は Milosevic 大統領が署 上訴裁判部の新ユーゴのボスニア人勢力に対する「全般的コントロール」の事実の認定に新たに付け加えられたのは、一九九五
- 89 件第一審裁判部判決(二〇〇〇年)に付した宣言でも、 証明の手段に過ぎないので存在しなくてもよく、具体的指示は人道法違反に対しては必要なく、 ならないとの意見を述べている。それによれば、実効的コントロールは柔軟な概念であること、具体的指示の存在はコントロールの グアの紛争を国際的武力紛争と認定しなかったのだから説得力に欠けるように思われる。なお、Shahabuddeen 裁判官は、Blaskic 事 Prosecutor v. Tadic (Appeal Judgement), p. 1612. ニカラグア事件では米国の武力不行使原則の違反にもかかわらず Contra とニカラ Prosecutor v. Blaskic (Trial Judgement), ICTY (Trial Chamber I), Case No. IT-95-14-T. 全般的コントロールの基準に反対し、つねに実効的コントロールがなければ 武力行使にありさえすればよいとい
- 90 Celebici 事件第一審裁判部判決(一九九八年)は、ニカラグア事件はニカラグアに対する武力行使及び国内事項干渉による米国の

IT-95-14/1-A, para. 92 Rodrigues 裁判官は Celebici 事件判決に依拠して反対意見を述べた。Prosecutor v. Aleksovski(Trial Judgement), ICTY(Trial Chamber I) の多数意見は Tadic 事件第一審裁判部判決の判示をボスニア・クロアチア人勢力に適用して国内的紛争と認定したのに対し、 既存の主権国家間の問題であるのに対し本件は国家の崩壊と新国家の成立という特徴があるという違いがあるとし、ニカラグア事件 クロアチア人勢力にコントロールを及ぼしていたと認定した。Prosecutor v. Rajic (Review of the Indictment pursuant to Rule 61), ICTY 的コントロール」の基準を採用せず、「一般的な政治的及び軍事的コントロール」という基準を採用して、クロアチアがボスニア・ の基準を採用しないとした。Prosecutor v. Delalic et al. (Trial Judgement), ICTY (Trial Chamber II), Case No. IT-96-21-T, paras. 230 責任を決定することを任務としていたのに対し、本件は国際人道法違反による個人の訴追及び処罰が問題である、ニカラグア事件は (Trial Chamber), Case No. IT-95-5-R61 and IT-96-18-R61, paras. 22-32. ロール」基準を適用し国際的武力紛争と認定した。Prosecutor v. Aleksovski (Appeal Judgement), ICTY (Appeals Chamber), Case No No. IT-95-14/1-T, para. 46. すでに Rajic 事件の起訴状審査に関する決定(一九九六年)も国家の責任と個人の刑事責任という違いがあるとして、「実効 同事件上訴裁判部判決 (二〇〇〇年)は Tadic 事件上訴裁判部判決の判決に従って「全般的コン 他方で、Aleksovski 事件第一審裁判部判決(一九九九年)

- (Sα) P. d'Argent, Les réparations de guerre en droit international public (2002), p. 507. Ibid., pp. 525-528 彼はこのような見地から上訴裁判部判決を批判
- 91 このような責任の重複は戦争犯罪、 とする海賊行為や私人の行為も念頭におくジェノサイド 原則として国家の政策として広範または組織的に行われる行為であり(参照、 家に帰属することによって当該国家の責任とその機関たる個人の責任が同時に発生することになる。 際的に抑止する機能を持ち、その限りで国家の機関である個人の刑事責任が国家の国際義務の存在を前提としており、 の慣習法上の人権尊重義務の違反にもなる。平和に対する罪も同様である。これらの犯罪は国家の義務履行を強化し国家的犯罪を国 いて) において交戦国の責任と軍隊構成員の刑事責任が重畳的に発生する (例えばジュネーブ第一条約五一条) 。人道に対する罪も 樋口一彦「内戦の国際化と国際人道法」琉大法学六二号(一九九九年)二八四頁、Sassòli and Olson, New horizons, p. 739 戦争犯罪の処罰はもとは国際人道法の履行確保手段であり、 上訴裁判部の見解によれば、国際的武力紛争に該当する場合に国家責任と個人責任の競合が必然的に生じることになるが 人道に対する罪、 平和に対する罪など「国際法違反の犯罪」とされる犯罪の多くにみられる現象 (ジェノサイド条約四条参照) 軍隊による違法行為(内戦に適用される人道法の違反などを除 国際刑事裁判所規程七条)、対象とされる行為は国家 の場合は事情は異なる。 他方で、純粋に私的行為を対象 ただし、 ある行為が国 ジェノサ

E.Yakpo and T.Boumedra(eds.), Liber Amicorum Mohammed Bedjaoui(1999), p. 143; 古谷修一「国際法上の個人責任の拡大とその意 Repoers, 1996, p. 616, paras. 32-33. この問題については、C. Dominicé, La question de la double responsabilité de l'Etat et de son agent, ir ド条約適用事件国際司法裁判所判決(先決的抗弁)は国家によるジェノサイドが当該国家の国際責任を発生させると判示した。ICJ 」世界法年報二一号(二○○二年)八二頁。

- An analysis of the Tadic judgment in the International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia, Finnish Yearbook of International Law らとして De Hoogh, op. cit., p. 290. Cf. A.-L. Sjölund, Criteria for establishing an international armed conflict in Bosnia and Herzegovina 1999, p. 285 例えば、Kress, op. cit., p. 115-116; Dopagne, op. cit., pp. 505-506. また旧ユーゴ裁判所のニカラグア事件の解釈を批判するも
- (3) Sassòli and Olson, New horizons, p. 740.
- 94 M. Sassòli and L. M. Olson, Prosecutor v. Tadic (Judgement), AJIL, vol. 94 (2000), p. 575; Dopagne, op. cit., pp. 504-505
- 95 重視した点も一貫しないとしている。Ibid., p. 129. Kress, op. cit., p. 128. また彼は、上訴裁判部が全般的コントロールの基準の適用において、VRSの新ユーゴへの従属の事実を
- (%) *Ibid.*, pp. 130–131.
- ア・ヘルツェゴビナが新ユーゴ(セルビア・モンテネグロ)を訴えたジェノサイド条約適用事件が係属中であり、その判断が注目さ 国際司法裁判所は自らの判例に従うであろうから、二重の基準が並存することになるという。なお、国際司法裁判所ではボスニ
- (9) 管轄権判決で上訴裁判部は、ボスニア・セルビア人勢力を新ユーゴの機関とみなすことは、セルビア人勢力によるボスニア市民 に対する残虐行為に重大な違反を適用しながら、ボスニア政府軍のセルビア人文民への残虐行為には適用しないことになり、それは セルビア人勢力を不利な立場におくことを意味し不合理な結果であるとした。Prosecutor v. Tadic (Jurisdiction), p. 57, para. 76
- (9) ただ、第四条約は交戦国と文民の関係を問題にしているのであって、兵士の国籍が保護される者と同じであってもかまわないで ような事案である Celebici 事件の上訴裁判部判決 (二〇〇一年) では、民族や外国との紐帯をジュネーブ第四条約の「保護された者」 あろう。問題が生じるのはボスニア政府軍によるボスニア・セルビア人の取り扱いにジュネーブ条約を適用する場合であって、この の決定の基準とした。Prosecutor v. Delalic et al. (Appeal Judgement), ICTY (Appeals Chamber), Case No. IT-96-21-A, para. 52
- (≦) Sassòli and Olson, New horizons, pp. 740-744.

- 101 Ibid., New horizons, p. 741; ibid., Prosecutor v. Tadic, p. 575
- 102 学五五号(一九九五年)一〇一頁。 格を持たないとした。ICJ Reports, 1986, p.114, para.219. この問題については、 ニカラグア事件でも国際司法裁判所はニカラグアと米国の紛争は国際的であるが、ニカラグア政府と Contra との紛争は国際的性 樋口一彦「内戦に適用される国際人道法」 琉大法
- 103 Sassòli and Olson, New horizons, p. 745
- 104 Ibid., p. 740; 樋口「内戦の国際化と国際人道法」二八八頁。
- 105 Kress, op. cit., pp. 131-132; Dopagne, op. cit., p. 506
- 107 106 Crawford, First Report, A/CN. 4/490/Add. 5, pp. 16-23, paras. 195-216

Ibid., First Report, A/CN. 4/490/Add. 6, p. 4.

- 108 RIAA, vol. 12, p. 160
- 109 Crawford, First Report, A/CN. 4/490/Add. 5, pp. 42-44, paras. 281-286
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 110 United Nations, Official Records of the General Assembly, 56th session, supplement no. 10(A/56/10) (2001), p. 10 Ibid., First Report, A/CN. 4/490/Add. 6, p. 7.
- 112 揮及びコントロールの下で」のままであったという。Dopagne, op. cit., p. 597, n. 65 家への帰属」であった。なお、フランス語バージョンのタイトルは二〇〇〇年まで、スペイン語バージョンでは二〇〇一年まで「指 一九九九年に起草委員会が採択した八条のタイトルは 「指示または指揮もしくはコントロールの下で事実上実行された行為の国
- 113 「当該行為を実行する際」という文言はこのことを示すためであるという。Statement of the Chairman of the Drafting Committee, В

- 114 A/56/10, pp. 103-109.
- 115 Ibid., p. 45.
- 116 Ibid., pp. 118-122
- 117 De Hoogh, op. cit., p. 277
- 118 Kress, op. cit., p. 120.
- 119 他国の行為に対する責任を扱う最終草案一七条が国の 「指揮及びコントロール」 があったことを要件としていることと区別する

des Etats de la Commission du droit international, RGDIP, vol. 104 (2000), p. 915. of International Law, vol. 67 (1998), p. 452; J. Crawford, P. Bodeau and J. Peel, La seconde lecture du projet d'articles sur la responsabilité という考慮もあったようである。B. Simma,The Work of the International Law Commission at Its Fiftieth Session (1998),*Nordic Journa*

- (22) Dopagne, op. cit., p. 508.
- (121) *Ibid*.
- 削除することを検討したが結論にいたらなかったという。Dopagne, *op. cit.*, p. 507, n. 67. 場合」に帰属するという修正を提案している。Kress, *op. cit.*, pp. 137-139. なお、二○○一年の起草委員会はコントロールの参照を または人の集団が国家の指示もしくは指揮の下で行為した場合、または国家が当該行為に対して他の形式のコントロールを行使した 彼は、刑法上の幇助のような「機能的コントロール」であれば「コントロール」を独立の基準とする意義があるとして、「当該人
- (3) Kress, op. cit., p. 120.
- (≊) De Hoogh, *op. cit.*, p. 281.
- (\(\frac{\pi}{2}\)) Dopagne, op. cit., pp. 508-509.
- (26) 拙稿・前掲三一七、三三〇頁。
- (短) Condorelli, L'imputation, pp. 101-103
- (≊) Kress, *op. cit.*, pp. 125-127.
- 129 し、Loizidou 事件や Tadic 事件のように国家が領域をコントロールして統治機能を行使している場合は、事実上の機関ではなく、領 していても、国内法により機関としての地位が付与されていなければ「事実上の機関」に分類すべきであるように思われる。 Dopagne, op. cit., pp. 497-498. 逆に、De Hoogh は国家の私人に対するコントロールが基準であるという立場をとっている。ただ (傀儡政権)として位置づけている。De Hoogh, op. cit., p. 290. 概念上は一定の領域をコントロールし統治機能を行使
- (33) Kress, op. cit., p. 105.
- 131 所が考えた可能性や、Contra の人道法違反が問題になっていることから Contra が米国の軍隊とみなせるかという観点から委任より もコントロールの有無が検討されたという可能性も考えられる。 ほかに、米国による具体的指示の存在を証明するのが困難であるので米国のコントロール下にあれば十分であると国際司法裁判
- (翌) Prosecutor v. Tadic (Appeal Judgement), p. 1541, para. 121

- (33) A/56/10, p. 109
- 134 そもそも事実上の機関は外観を避けるために用いられているのではないかとも述べている(この根拠自体が不確実なので事実上の機 へのアナロジーを認めるのには不十分であるとしている)。 Kress, op. cit., pp. 135-136. また、ILCが法律上の機関による権限踰越行為の帰属の根拠を権限の外観においていることから、
- (55) De Hoogh, op. cit., pp. 282-285
- (33) Condorelli, L'imputation, pp. 56-57.
- 137 クロアチアへの帰属の証明の敷居は低くなるということになる。Cf. Prosecutor v. Blaskic (Trial Judgement), paras. 83-94 ボスニア内戦の場合も、 クロアチア軍は直接に紛争に介入し一定の地域を支配下に置いたので、ボスニア・クロアチア人勢力の
- (3) Vitucci, op. cit., p. 1075; Sassòli and Olson, New horizons, p. 740.
- (\mathfrak{B}) Condorelli, L'imputation, pp. 27 and 53.
- 140 質事件判決の取扱い」大内和臣・西海真樹編『国連の紛争予防・解決機能』(日本比較法研究所、二〇〇二年)二五三頁。 Kress, op. cit., pp. 136-137; Dopagne, op. cit., pp. 518-522. また、 金子大「国連国際法委員会におけるテヘラン米国大使館員
- (\(\frac{\mathred{A}}{2}\)) Condorelli, L'imputation, p. 102.
- 142 なお、Dopagne は責任の国家承継の問題であるとしている。Dopagne, op. cit., pp. 519-520. Kress, op. cit., pp. 136-137. 実際には、私人の行為に対する責任の引き受けすなわち賠償義務の創設である場合が多いであろう。
- (\(\frac{43}{2}\)) Kress, op. cit., p. 137.
- (₹) Dopagne, op. cit., p. 522.
- 145 International Law, 6th ed. (1977), p. 89 Mazzei 事件イタリア・ベネズエラ混合請求委員会判決、 RIAA, vol. 10, p. 525. Cf. M. Akehurst, A Modern Introduction to
- 146 警察の情報提供者であった Köster が接触し偽ってドイツ国内に連れ出し、その地で申立人は Köster の通報によりドイツ警察によっ 地位とは関係なく国家の公務員と私人との間における、 委員会も裁判所もドイツ当局と Köster との協力が立証されなかったと判示したが、委員会は、「国家当局すなわちその階層構造上の て逮捕されたという事例である。警察は最初 Köster との協議に応じたが偽計には参加しなかった。Stockeの申立に対し、 欧州人権裁判所の Stocké 事件(一九九一年)では、ドイツ国民でドイツで犯罪を犯してフランスに逃亡した Stocké(申立人) 海外で生活する人物を彼の意思に反して、彼の居住する国の同意なしに彼が 欧州人権

事前の「共謀」の存在もなければ、事後の「共謀」も存在しなかった点(Köster は報酬を希望していたが支払われず、さらに不法 監禁罪で起訴された) に留意しなければならない。 為に責任を負う」との見解を述べた。Stocké v. Federal Republic of Germany, ECHR, series A, vol. 199, p. 24, para. 168. 本事件では 訴追されている国に帰国させるための共謀(collusion)の事例において、関係する締約国は自らに代わって事実上行為する私人の行

- 147 (1985), pp. 405 and 408; Townsend, op. cit., p. 663 P. J. Seaman, International Bountyhunting: A Question of State Responsibility, California Western International Law Journal, vol. 15
- ($\stackrel{\text{\tiny (2)}}{=}$) Reprinted in ILM, vol. 28 (1989), pp. 318-321, paras. 147-148.
- 149 まだ一般法化せず特別法の問題であるとしている。Kress, op. cit,pp. 117-118 and 132-135. 彼はほかに難民条約の「迫害」の定義において国家が故意に容認した場合も「迫害」に含める実行を参照しているが、これらは
- 150 概念の定義による。ただ、テロ集団への軍事力の行使が外国の領域に及ぶ場合には国際関係における武力行使ということになり、 は、一般論としては国際法上禁止されていないことになる。これを自衛と呼ぶか国際法上禁止されていない武力行使と呼ぶかは自衛 は正しい。ただ、国連憲章二条四項は「国際関係において」の武力行使を禁止しているのであって、テロリストに対する武力の行使 衛による正当化の要件をみたさなければならないであろう。 テロ集団に対する「自衛」は概念的に誤りであるという主張もある。「自衛」を武力不行使原則の例外として定義するならばそれ 自
- (三) ICJ Reports, pp. 102-104, paras. 193-195.
- (52) この点につき、浅田正彦「同時多発テロ事件と国際法上の自衛権」法学セミナー二〇〇二年三月号三六頁。また、テロ攻撃の繰 り返しが「武力攻撃」を構成するかという議論については、C. Cocuzza, State Involvement in Terrorist Activities and Economic Sanctions: The Libyan Case, Italian Yearbook of International Law, vol. 7 (1986–87), pp. 207–208.
- 153 Groups, Chicago Journal of International Law, vol. 4(2003), p. 88 D. Jinks, State Responsibility for Sponsorship of Terrorist and Insurgent Groups: State Responsibility for the Acts of Private Armed
- 154 正弥編『戦争批判の公共哲学』(勁草書房、二〇〇三年)一五五頁。 約法条約三一条三項ⓒに基礎づけることができよう。なお参照、松井芳郎「国際テロリズムに対する一方的武力行使の違法性」小林 O. Corten and F. Dubuisson, Opération "liberté immuable": une extention abusive du concept de légitime défence, RGDIP, vol. 106 国家責任法上国家に帰属することによって、「実質的関与」に該当するということになる。このような解釈方法は条

- 155 Yearbook of International Law, 1989, pp. 151-152 松井·前掲論文一七二頁、L.-A. Sicilianos, L'invocation de la légitime défence face aux activité d'entités non-étatiques, Hague
- 156 L. Condorelli, The Imputability to States of Acts of International Terrorism, Israel Yearbook on Human Rights, vol. 19 (1989), p. 237.
- 157 \neg M. Byers, Terrorism, the Use of Force and International Law After 11 September, International and Comparative Law Quarterly, vol. 51 (2002), p. 401. Corten and Dubuisson, op. cit., p. 65. 逆に、テロ行為を支持する Taliban 指導者 Omar 師の発言による事後の帰属を議論するものと
- International Constitutional Moment, Harvard International Law Journal, vol. 43 (2002), pp. 19-20. ストが一体となっており、「実効的コントロール」の基準は適用できないと主張する。A.-M. Slaughter and Jinks, op. cit., pp. 89-90. Slaughter 及び Burke-White は、Taliban による黙示の支援や事後の承認に加えて、Taliban 政府とテロ W. Burke-White, An
- 159 のコントロールが証明されなければならないとも考えられる。 ただし Al-Qaeda のネットワーク及びそのテロ行為は国境を越えているので、組織の自律性の程度に応じて Taliban の側の一定程度
- (60) 参照、薬師寺・前掲論文三一一頁。
- <u>l61</u> P.-M. Dupuy, Quarante ans de codification du droit de la responsabilité internationale des Etats. Un bilan, RGDIP, vol. 107(2003), p.
- (紀) 拙稿・前掲三一七頁。
- 163 るものではないとコメントしている。Dupuy, op. cit., p. 319. Dupuy も、ILC最終草案における帰属の範囲の拡大の傾向に留意しつつも、草案は伝統的な帰属の論理をラディカルに変更す